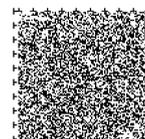


参 考 資 料

1	障がい者アンケートの結果概要について	1
2	計画の改定経過	25
3	宮崎県障害者施策推進協議会条例	26
4	宮崎県障害者施策推進協議会委員名簿	27
5	用語の解説	28



(参考資料1)

「宮崎県障がい者計画」改定に係る 障がい者アンケート調査の結果概要について

1 調査の目的と対象

この調査は、県内に居住する障がい者（児）の実態やニーズ等を把握し、「宮崎県障がい者計画」改定に当たっての基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査対象は、県内に居住し、①身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者（児）、②療育手帳の交付を受けている知的障がい者（児）、③精神科病院を利用している精神障がい者（児）、④重症心身障がい者（児・保護者も含む）、⑤難病患者としました。

2 調査概要

この調査は、平成30年度に実施した障がい者アンケート調査との比較検討も視野に入れ、調査対象の選定及び調査項目については、基本的に同様のものをベースとしつつ、近年の障がい者施策の変化も視野に入れた設問の追加や一部設問の修正等の上、実施しました。

3 調査期間

令和5年7月21日～令和5年8月31日

4 調査方法

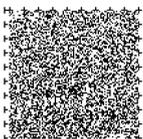
郵送又はインターネット、関係機関・団体からの配布及び聞き取り調査

5 調査対象及び回答数について

調査対象者	設問数	配布数	回答数	回収率
① 身体障がい者（児）	45問	2,000人	856人	42.8%
② 知的障がい者（児）	45問	1,000人	394人	39.4%
③ 精神障がい者（児）	46問	500人	413人	82.6%
④ 重症心身障がい者（児）	40問	200人	91人	45.5%
⑤ 難病患者	46問	400人	93人	23.3%
合計		4,100人	1,847人	45.0%

6 調査項目

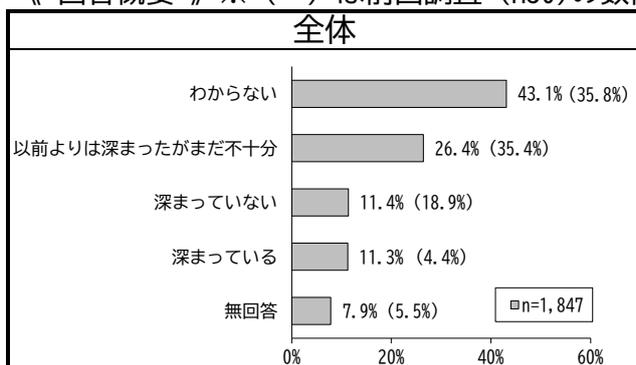
- | | | |
|------------|--------------|--------|
| ① 基礎項目 | ② 日常生活 | ③ 社会生活 |
| ④ 雇用・就労 | ⑤ 社会参加等 | ⑥ 相談支援 |
| ⑦ 障害福祉サービス | ⑧ おもいやり駐車場制度 | ⑨ その他 |



○ 県民の障がい者への理解と認識

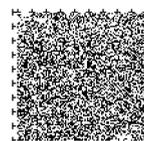
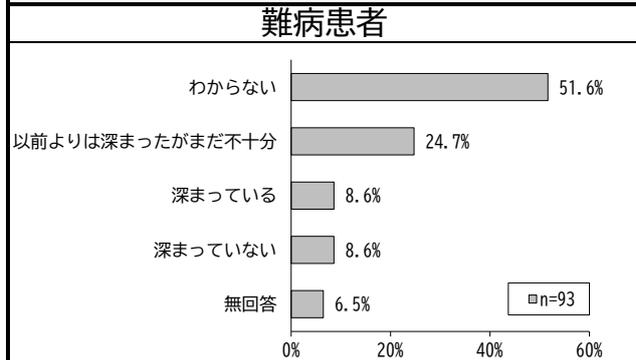
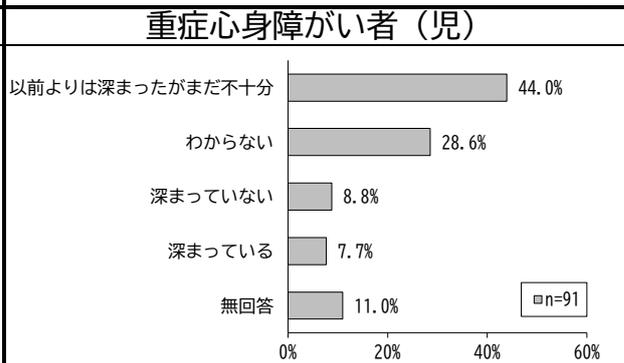
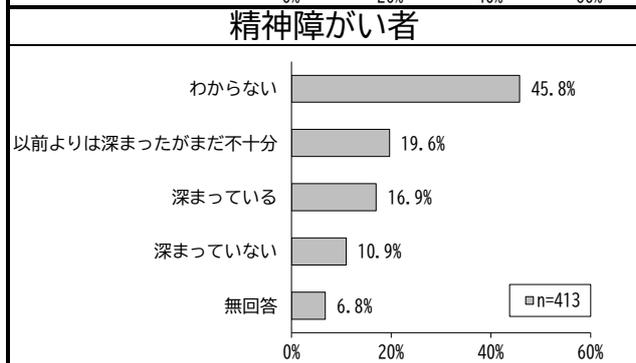
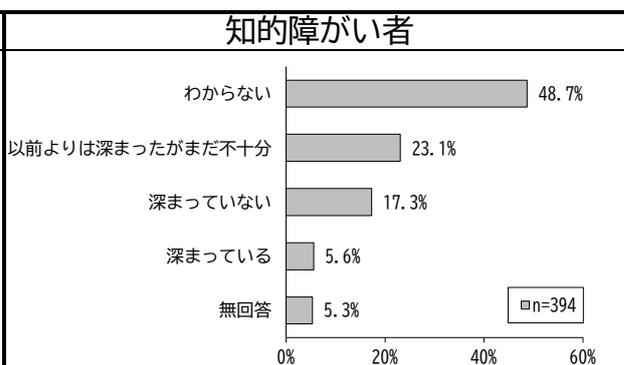
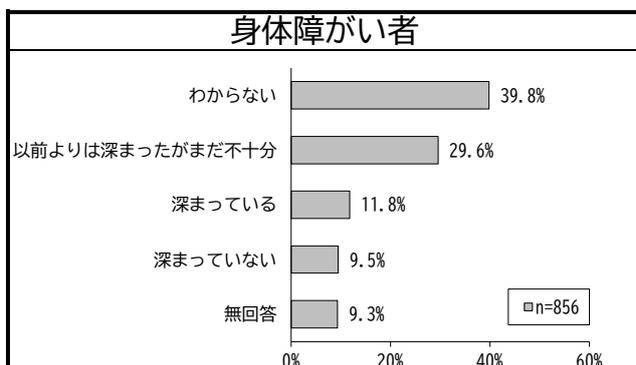
問 あなた（本人）は、県民の障がい者への理解と認識は、深まっていると思いますか。
（1つを選んでください）

《 回答概要 》※（ ）は前回調査（H30）の数値



○ 全体では、「わからない」の割合（43.1%）が最も高く、次が「以前よりは深まったがまだ不十分」（26.4%）となっている。

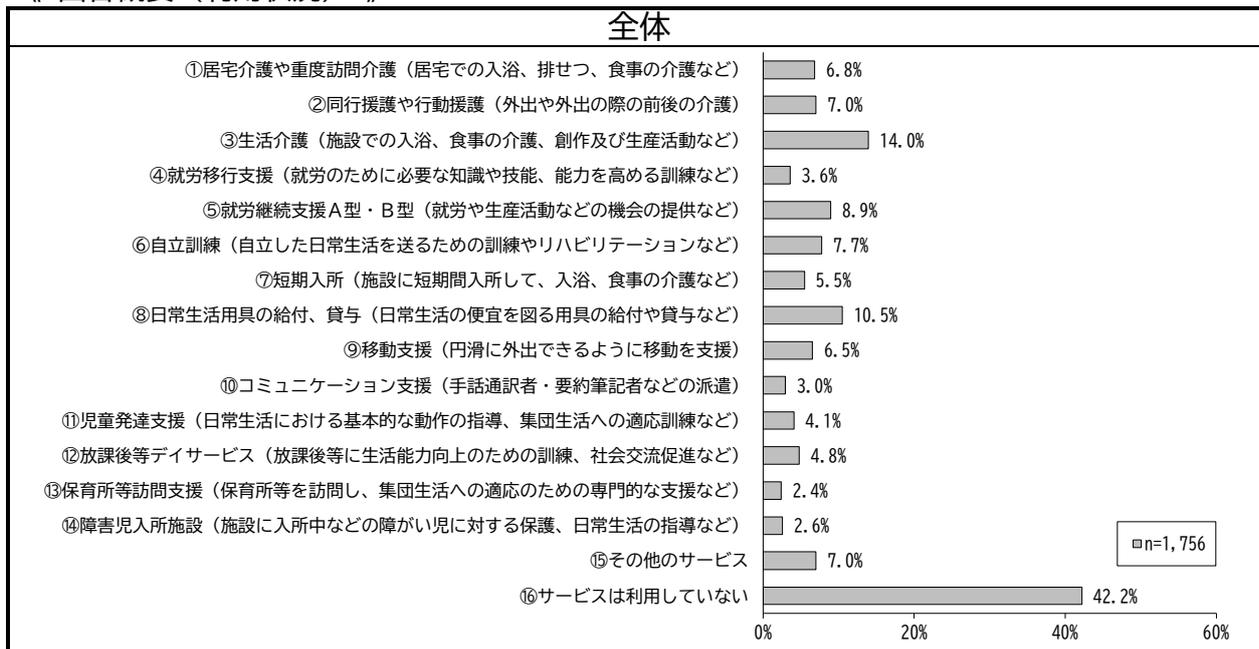
○ 重症心身障がい者（児）では、「以前よりは深まったがまだ不十分」の割合が最も高くなっている。



○ 福祉サービスの利用状況・満足度（※重症心身障がい者（児）を除く）

問 あなた（本人）は、現在、どのような障害福祉サービスを利用していますか。利用されているものをすべて選んでいただき、満足度についてあてはまるものを選んでください。

《 回答概要（利用状況） 》

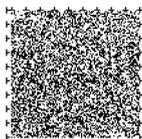
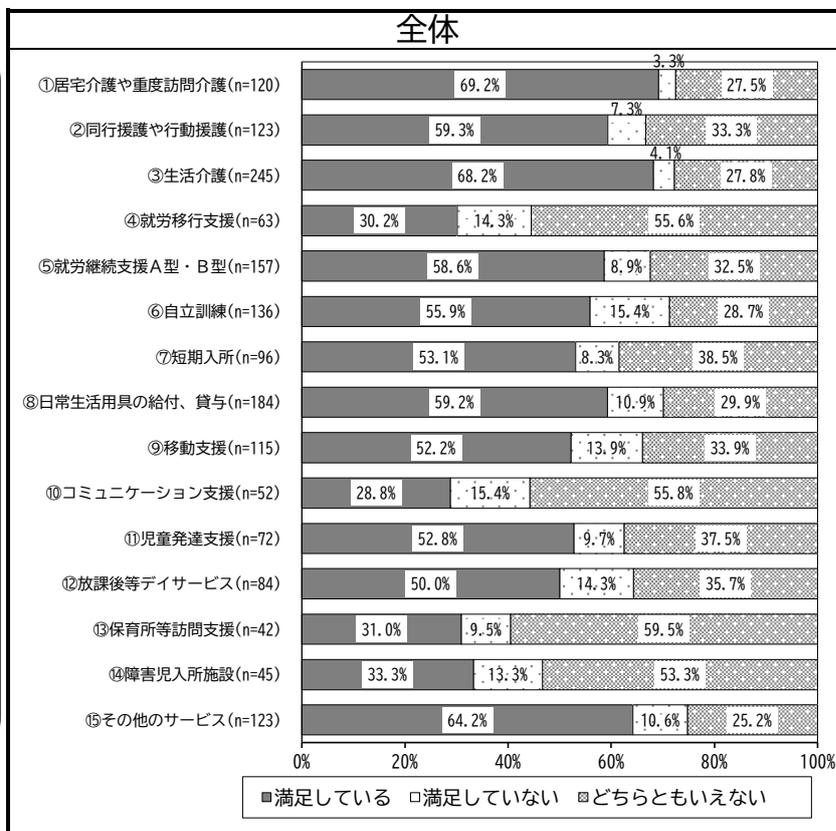


○ 利用しているサービスでは、「③生活介護」の割合(14.0%)が最も高く、次が「⑧日常生活用具の給付、貸与」(10.5%)となっている。なお、「⑯サービスは利用していない」は、42.2%となっている。

《 回答概要（満足度） 》

○ 「満足している」の割合が高い上位3つのサービスは、「①居宅介護や重度訪問介護」(69.2%)が最も高く、次に「③生活介護」(68.2%)、「⑮その他のサービス」(64.2%)となっている。

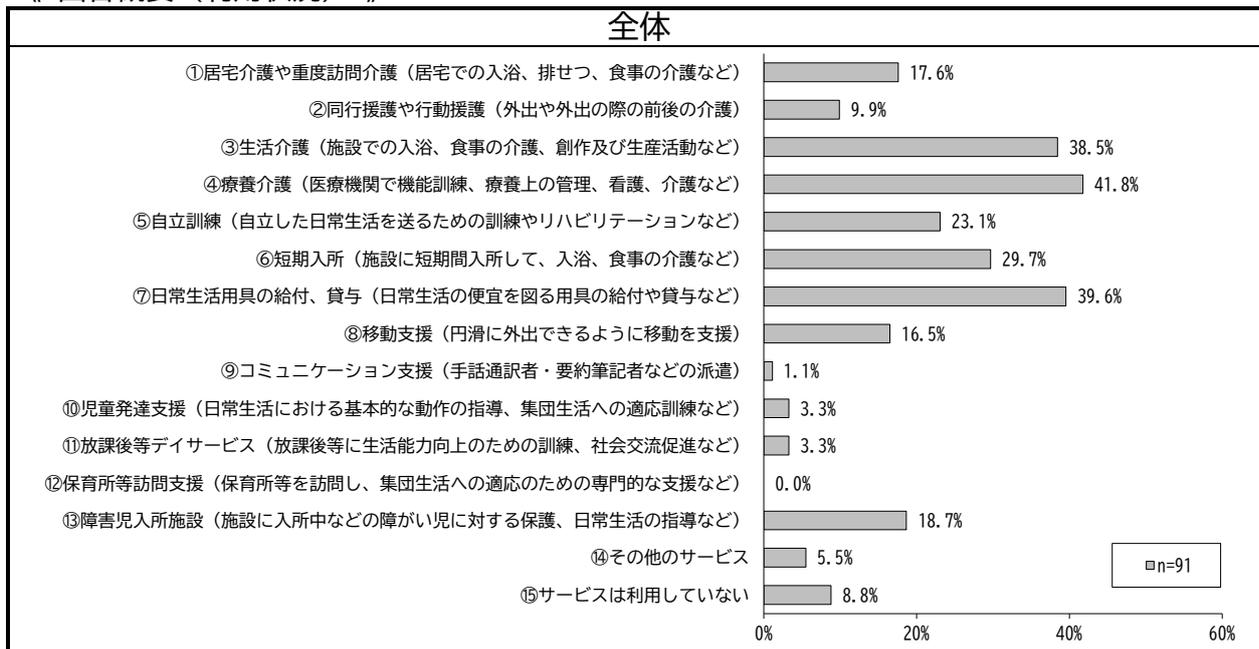
○ 一方、「満足していない」の割合が高い上位4つのサービスは、「⑥自立訓練」と「⑩コミュニケーション支援」（ともに15.4%）が最も高く、次が「④就労移行支援」と「⑫放課後等デイサービス」（ともに14.3%）となっている。



○ 福祉サービスの利用状況・満足度（※重症心身障がい者（児）のみ）

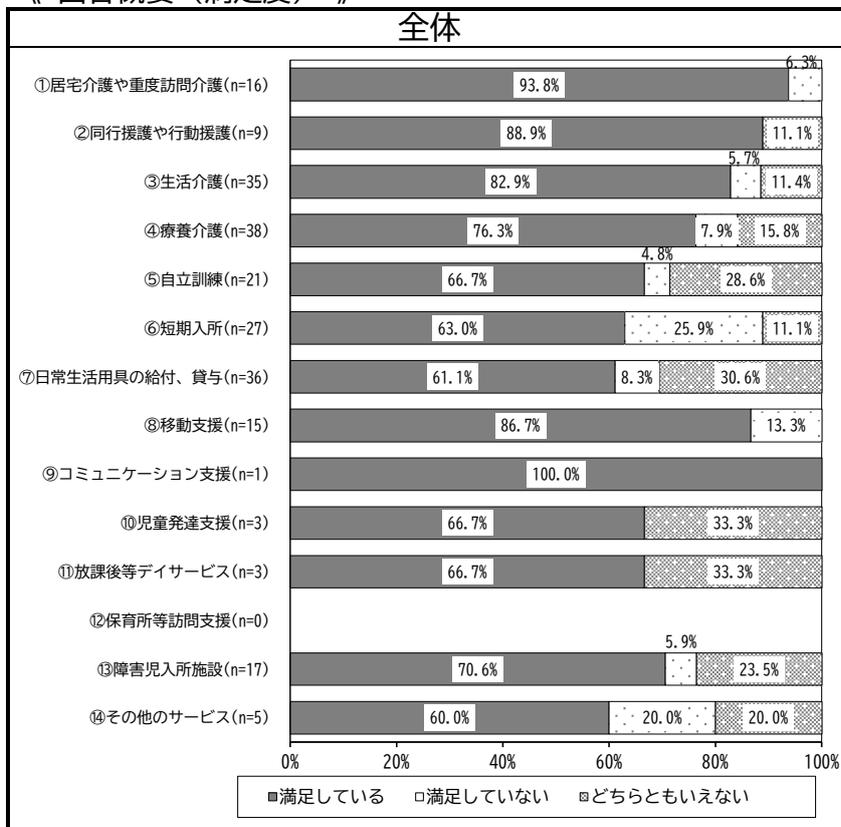
問 あなた（本人）は、現在、どのような障害福祉サービスを利用していますか。利用されているものをすべて選んでいただき、満足度についてあてはまるものを選んでください。

《 回答概要（利用状況） 》



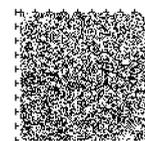
○ 利用しているサービスでは、「④療養介護」の割合(41.8%)が最も高く、次に「⑦日常生活用具の給付、貸与」(39.6%)、「③生活介護」(38.5%)などが続いている。

《 回答概要（満足度） 》



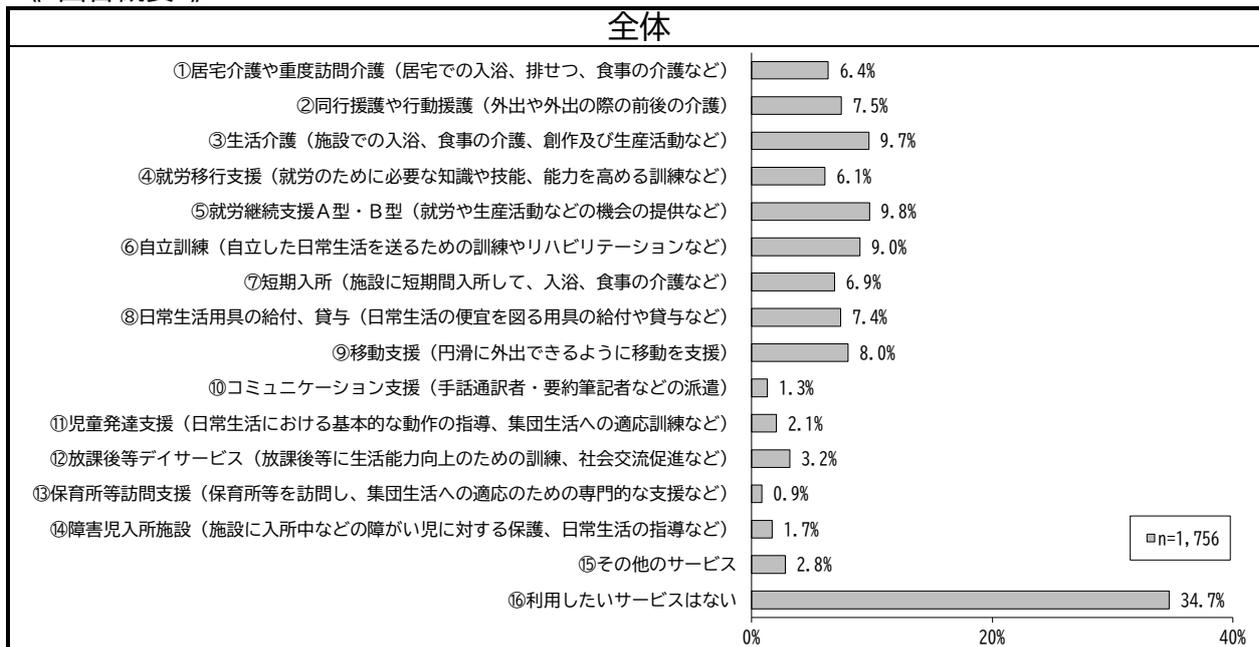
○ 「満足している」の割合が高い上位3サービスは、「⑨コミュニケーション支援」(100.0%、n=1)が最も高く、次に「①居宅介護や重度訪問介護」(93.8%)、「②同行援護や行動援護」(88.9%)となっている。

○ 一方、「満足していない」の割合が高い上位3サービスは、「⑥短期入所」(25.9%)が最も高く、次に「⑭その他のサービス」(20.0%)、「⑧移動支援」(13.3%)となっている。

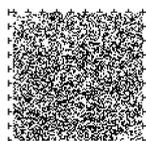


- 利用したいサービス（※重症心身障がい者（児）を除く）
 問 今後、どのような障害福祉サービスを利用したいですか。
 （あてはまるものをすべて選んでください）

《 回答概要 》

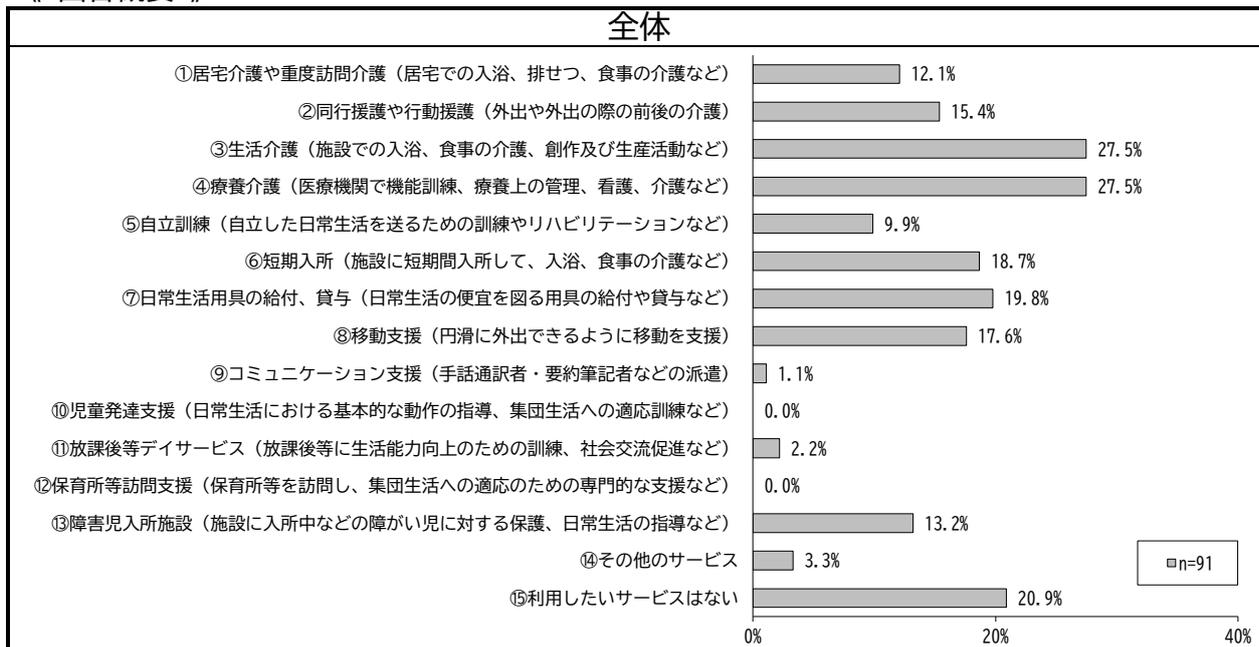


- 今後利用したいサービスは、「⑤就労継続支援A型・B型」の割合(9.8%)が最も高く、次に「③生活介護」(9.7%)、「⑥自立訓練」(9.0%)などが続いている。なお、「⑯利用したいサービスはない」は、34.7%となっている。

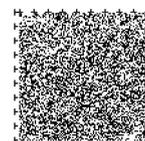


- 利用したいサービス（※重症心身障がい者（児）のみ）
 問 今後、どのような障害福祉サービスを利用したいですか。
 （あてはまるものをすべて選んでください）

《 回答概要 》



- 今後利用したいサービスは、「③生活介護」と「④療養介護」の割合（ともに27.5%）が最も高く、次に「⑦日常生活用具の給付、貸与」（19.8%）、「⑥短期入所」（18.7%）などが続いている。なお、「⑮利用したいサービスはない」は、20.9%となっている。

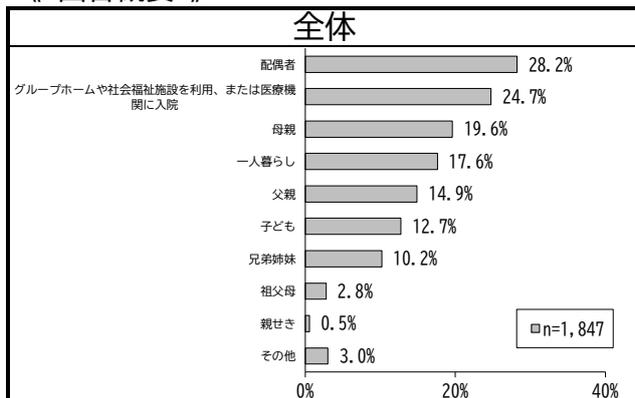


○ 現在の暮らし方

問 あなた（本人）は、どなたと一緒に暮らしていますか。

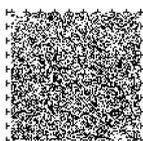
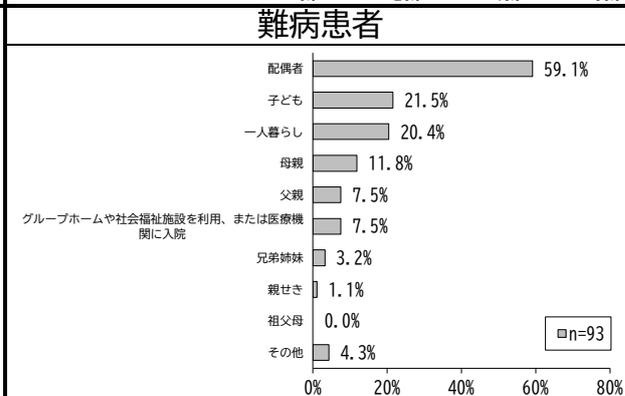
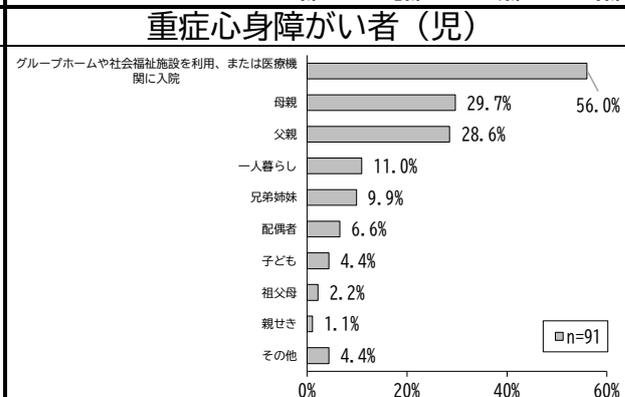
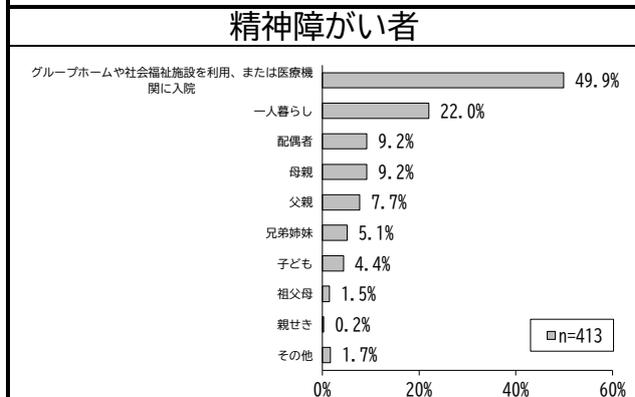
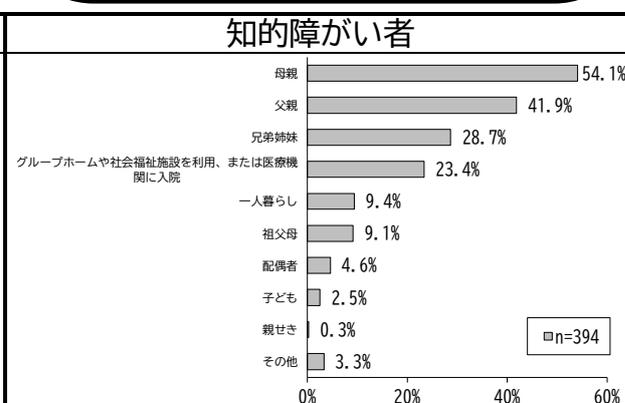
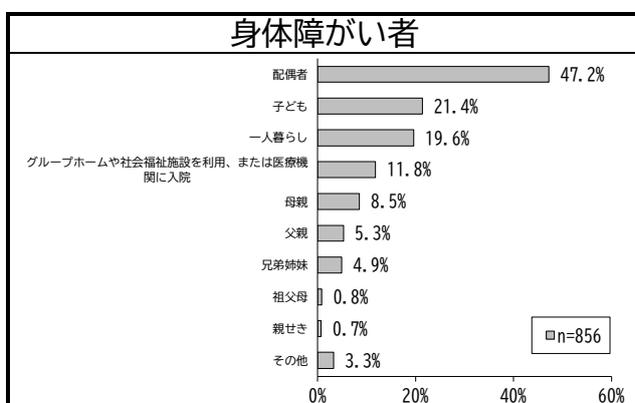
（あてはまるものをすべて選んでください）

《 回答概要 》



○ 全体では、「配偶者」の割合(28.2%)が最も高く、次が「グループホームや社会福祉施設を利用、または医療機関に入院」(24.7%)となっている。

○ 身体障がい者、知的障がい者、難病患者では、家族との同居（「配偶者」と「母親」）が最も高いが、精神障がい者、重症心身障がい者（児）では「グループホームや社会福祉施設を利用、または医療機関に入院」が最も高くなっている。

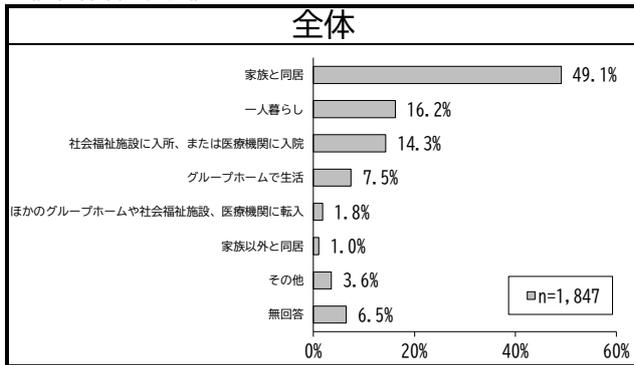


○ これからの暮らし方

問 これからの暮らし方として、あなた（本人）が望むのは次のどれですか。

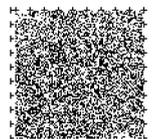
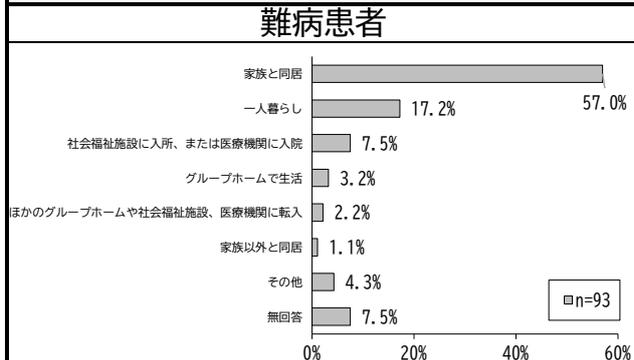
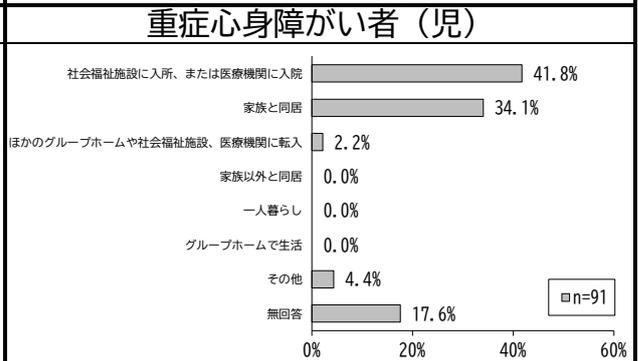
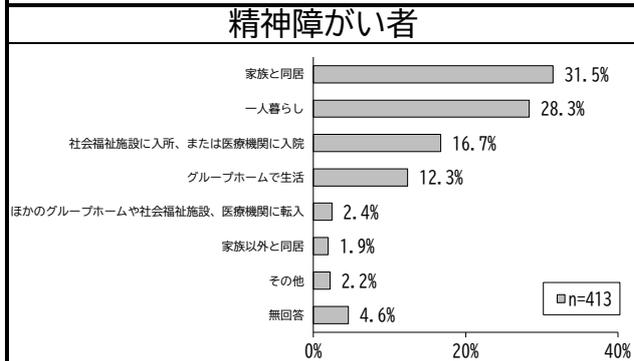
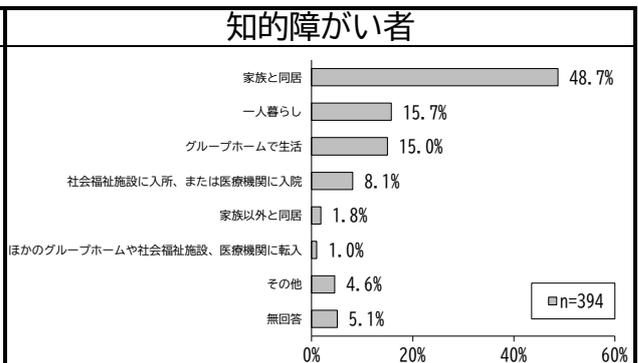
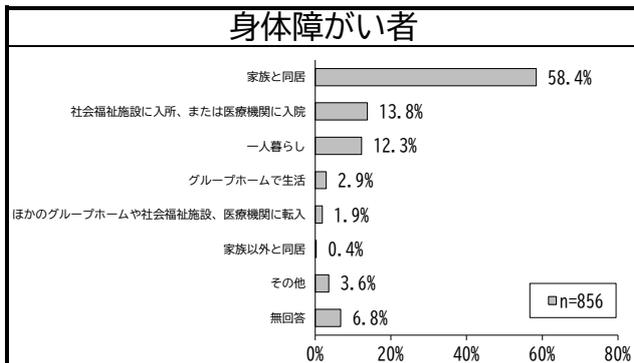
（1つを選んでください）

《 回答概要 》



○ 「全体」では、「家族と同居」の割合（49.1%）が最も高くなっている。

○ 重症心身障がい者（児）では、「社会福祉施設に入所、または医療機関に入院」の割合（41.8%）が最も高く、次が「家族と同居」（34.1%）となっている。

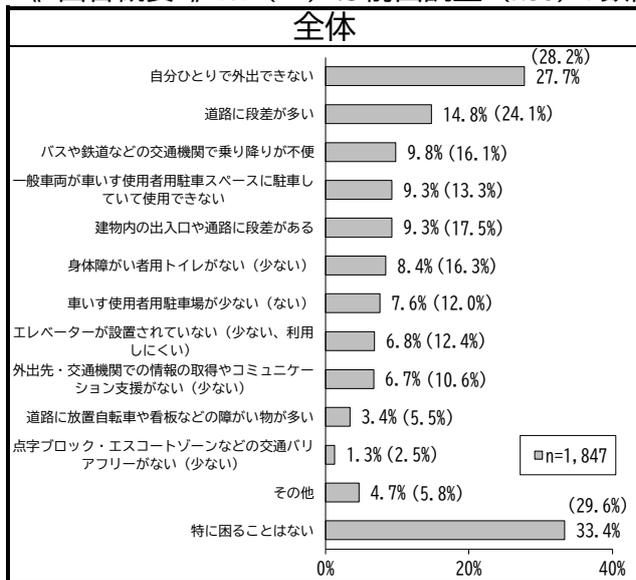


○ 外出時に困ること

問 あなた（本人）は外出する時、どんなことに困っていますか。

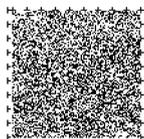
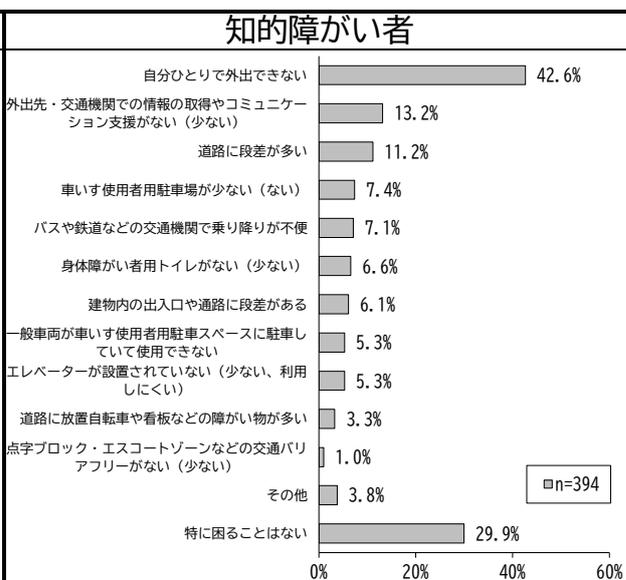
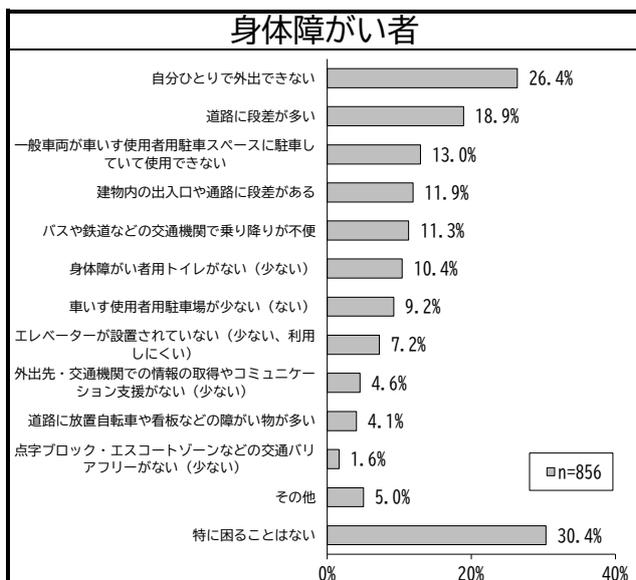
（あてはまるものをすべて選んでください）

《 回答概要 》※（ ）は前回調査（H30）の数値



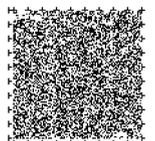
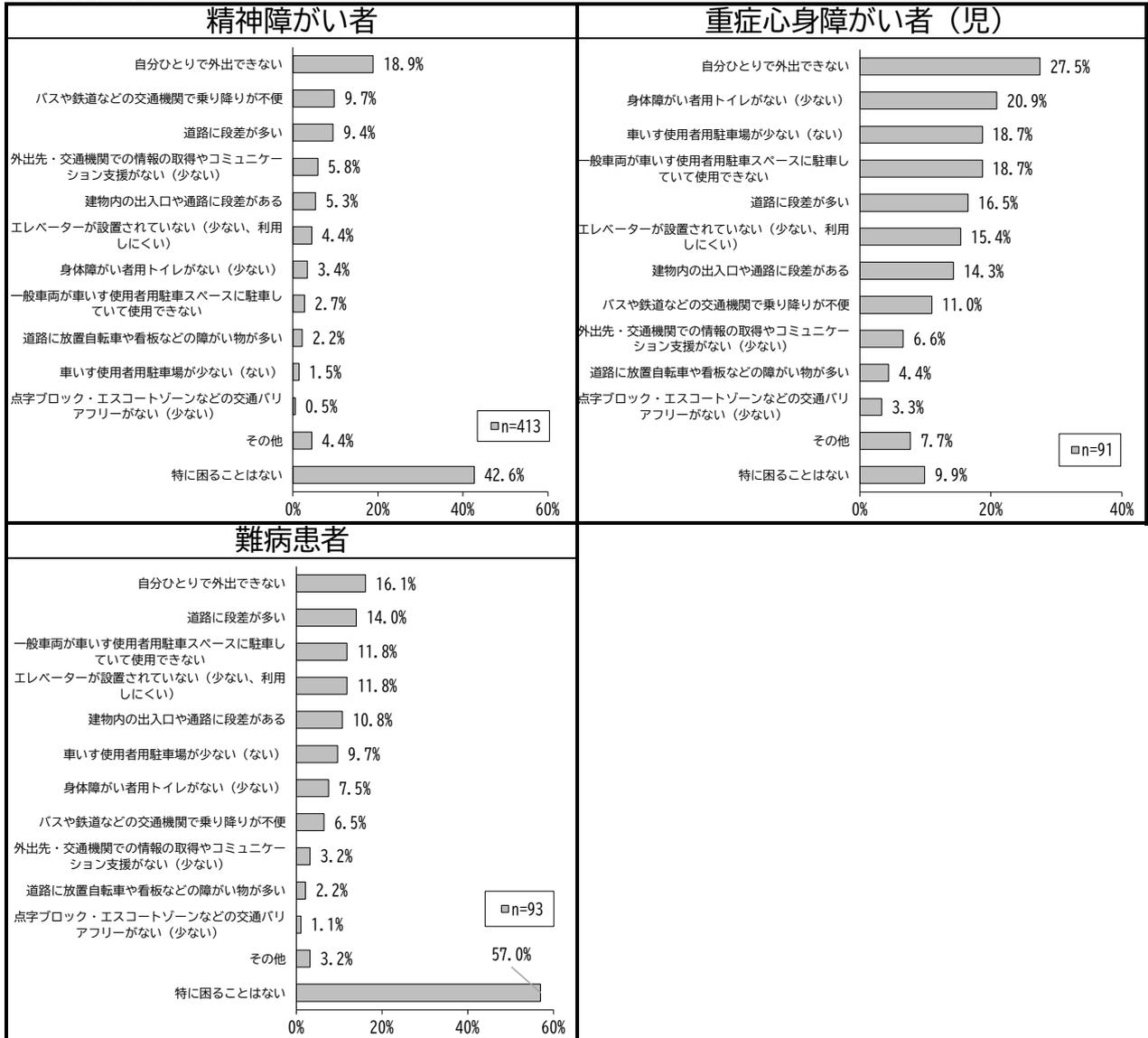
○ 全体では、「自分ひとりで外出できない」の割合(27.7%)が最も高く、次が「道路に段差が多い」(14.8%)となっている。なお、「特に困ることはない」は、33.4%となっている。

○ 重症心身障がい者（児）では、「身体障がい者用トイレがない（少ない）」や「車いす使用者用駐車場が少ない（ない）」などの割合も高い。



○ 外出時に困ること (つづき)

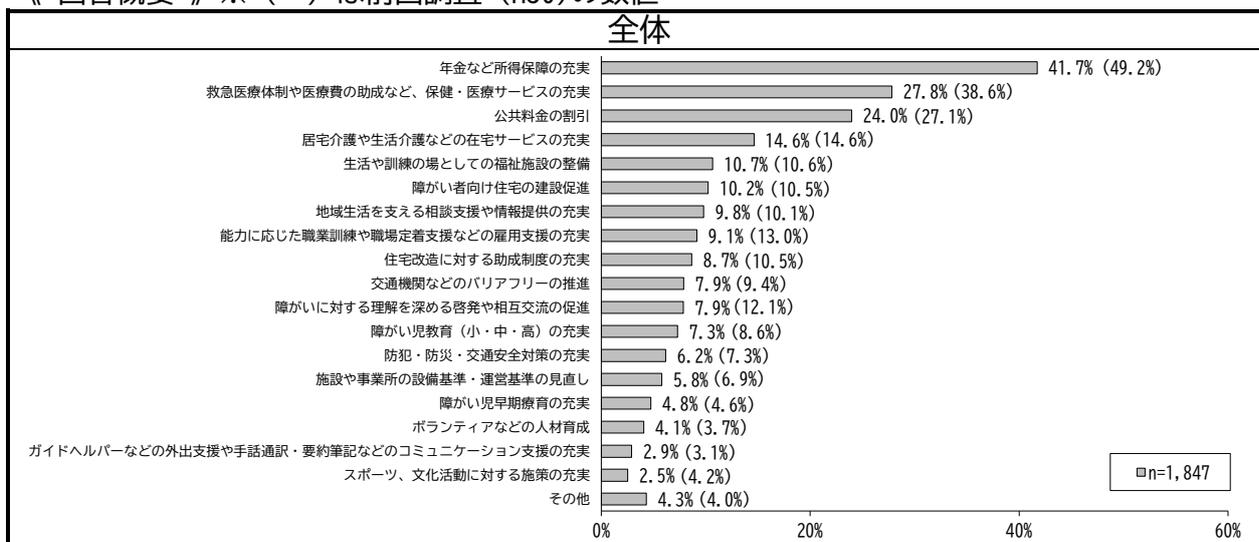
《 回答概要 》



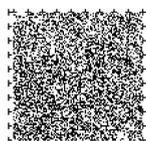
○ 行政に要望する取組

問 あなた（本人）は今後、国や県、市町村の行政にどのような取組を要望しますか。
（主なものを最大3つまで選んでください）

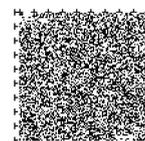
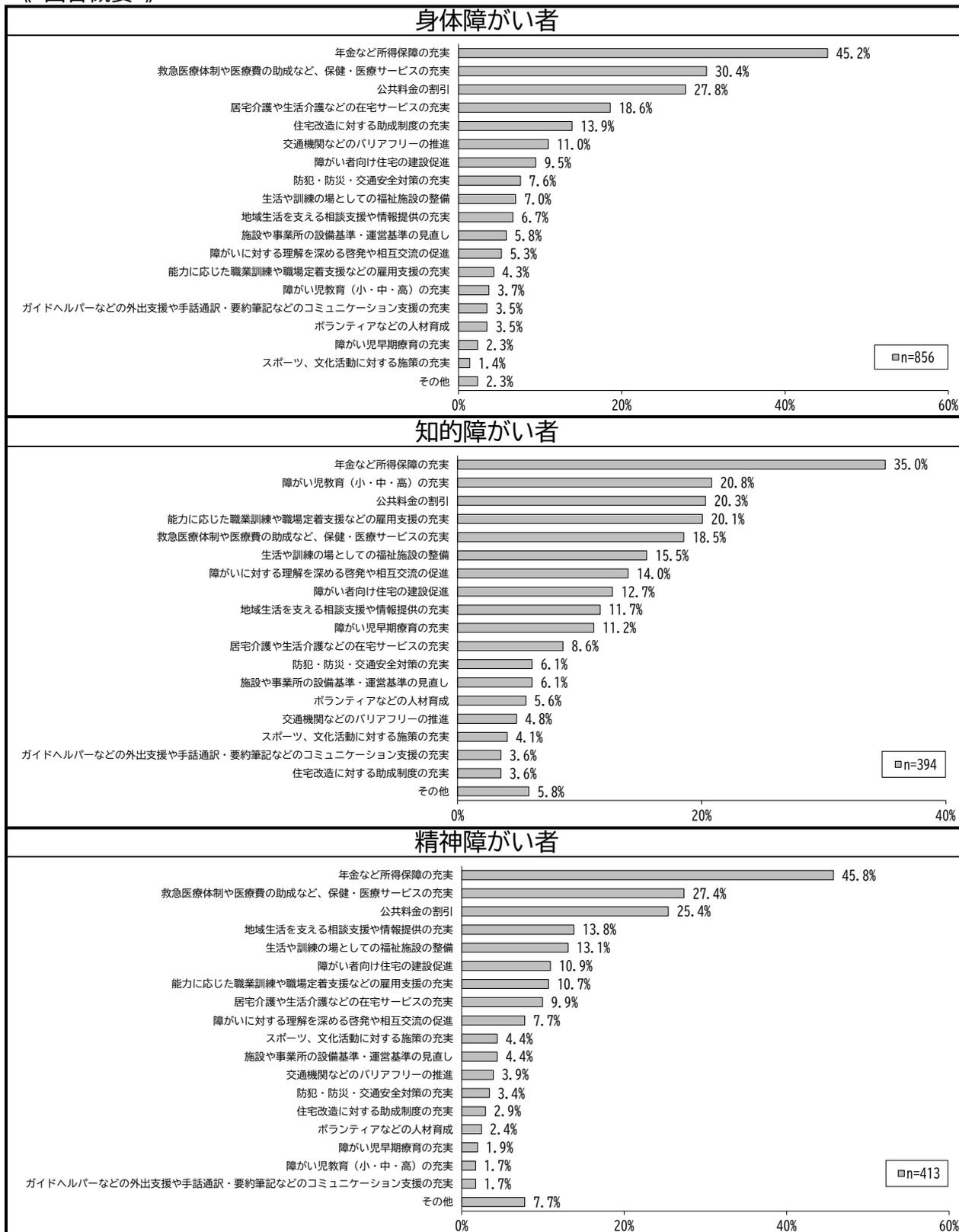
《 回答概要 》※（ ）は前回調査（H30）の数値



○ 全体では、「年金など所得保障の充実」の割合(41.7%)が最も高く、次に「救急医療体制や医療費の助成など、保健・医療サービスの充実」(27.8%)、「公共料金の割引」(24.0%)などが続いているが、重症心身障がい者（児）では、「救急医療体制や医療費の助成など、保健・医療サービスの充実」の割合(31.9%)が最も高く、次に「居宅介護や生活介護などの在宅サービスの充実」(23.1%)などが続いている。

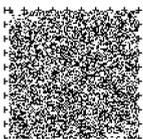
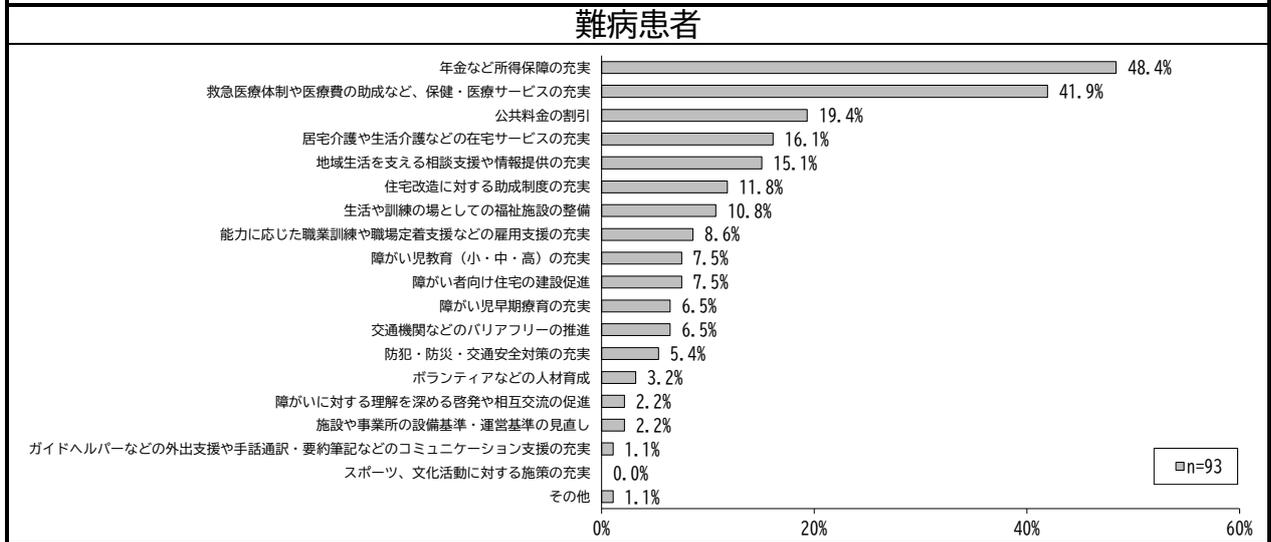
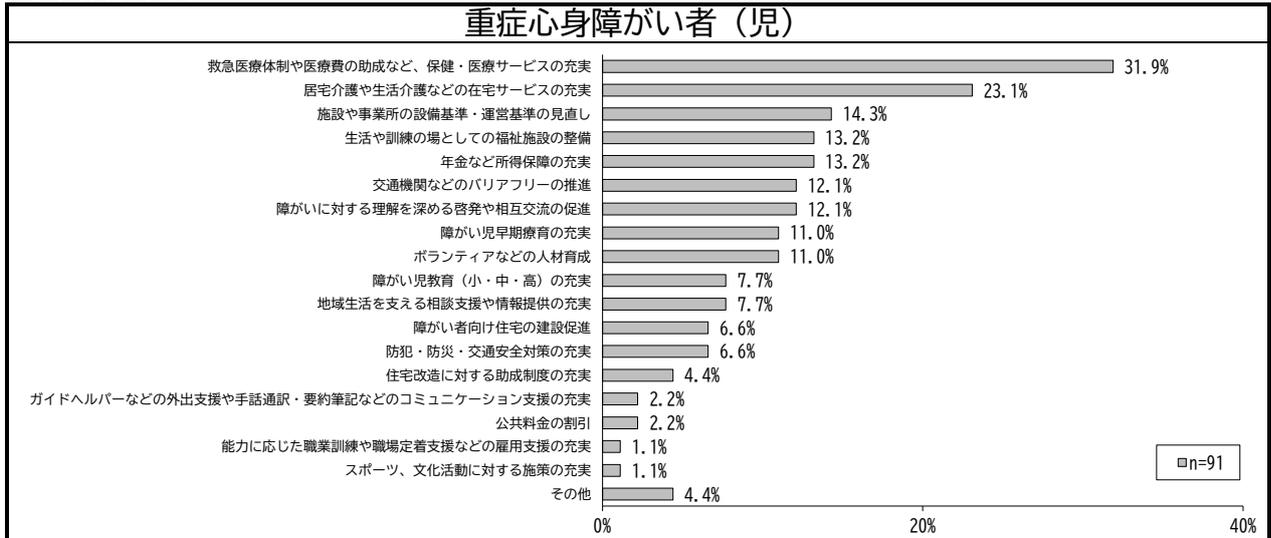


○ 行政に要望する取組（つづき）
《 回答概要 》



○ 行政に要望する取組（つづき）

《 回答概要 》

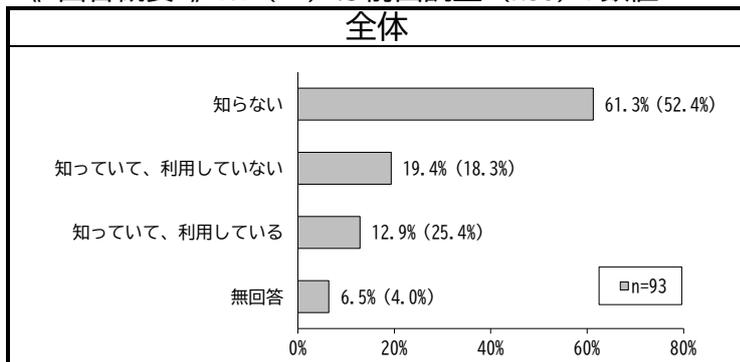


○ 難病患者の障害福祉サービス利用

問 あなた（本人）は、難病の方が障害福祉サービスを利用できることを知っていますか。

また、障害福祉サービスを利用していますか。（1つを選んでください）

《 回答概要 》※（ ）は前回調査（H30）の数値



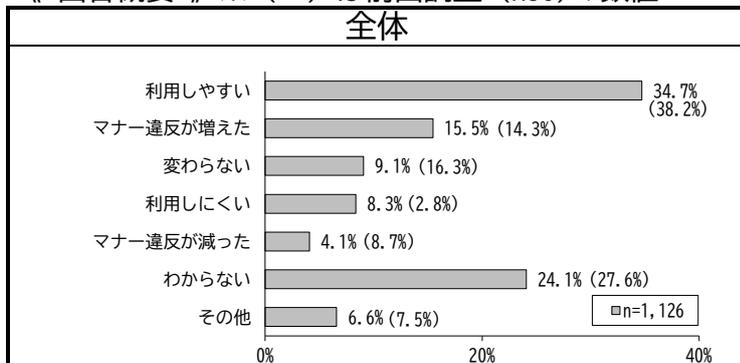
○ 「知らない」の割合(61.3%)が最も高くなっており、前回より8.9%増加している。また、「知っていて、利用している」は12.9%となっており、前回より12.5%減少している。

○ おもいやり駐車場制度の効果（制度を知っている方のみ）

問 おもいやり駐車場制度で身体障がい者用駐車場などの利用はしやすいですか。

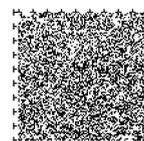
（あてはまるものをすべて選んでください）

《 回答概要 》※（ ）は前回調査（H30）の数値

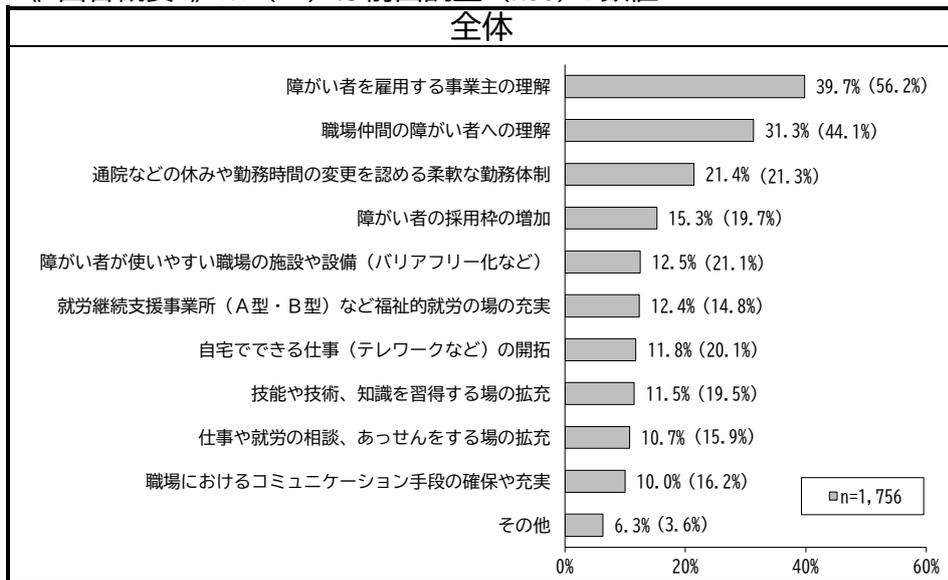


○ 「利用しやすい」の割合(34.7%)が最も高く、次が「マナー違反が増えた」(15.5%)となっている。

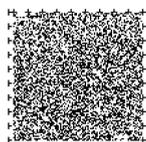
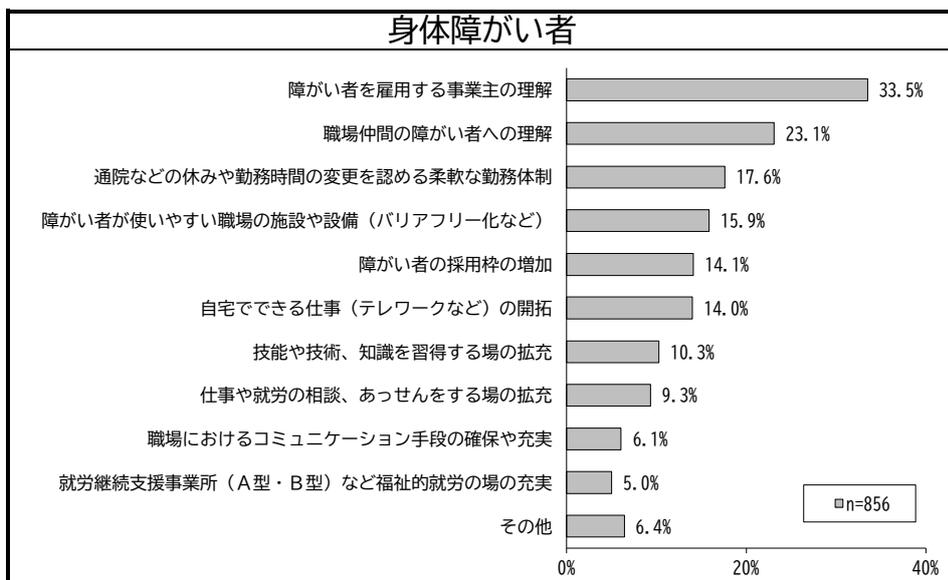
○ 「利用しやすい」は前回より3.5%減少し、「マナー違反が増えた」は前回より1.2%増加している。



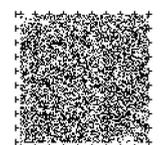
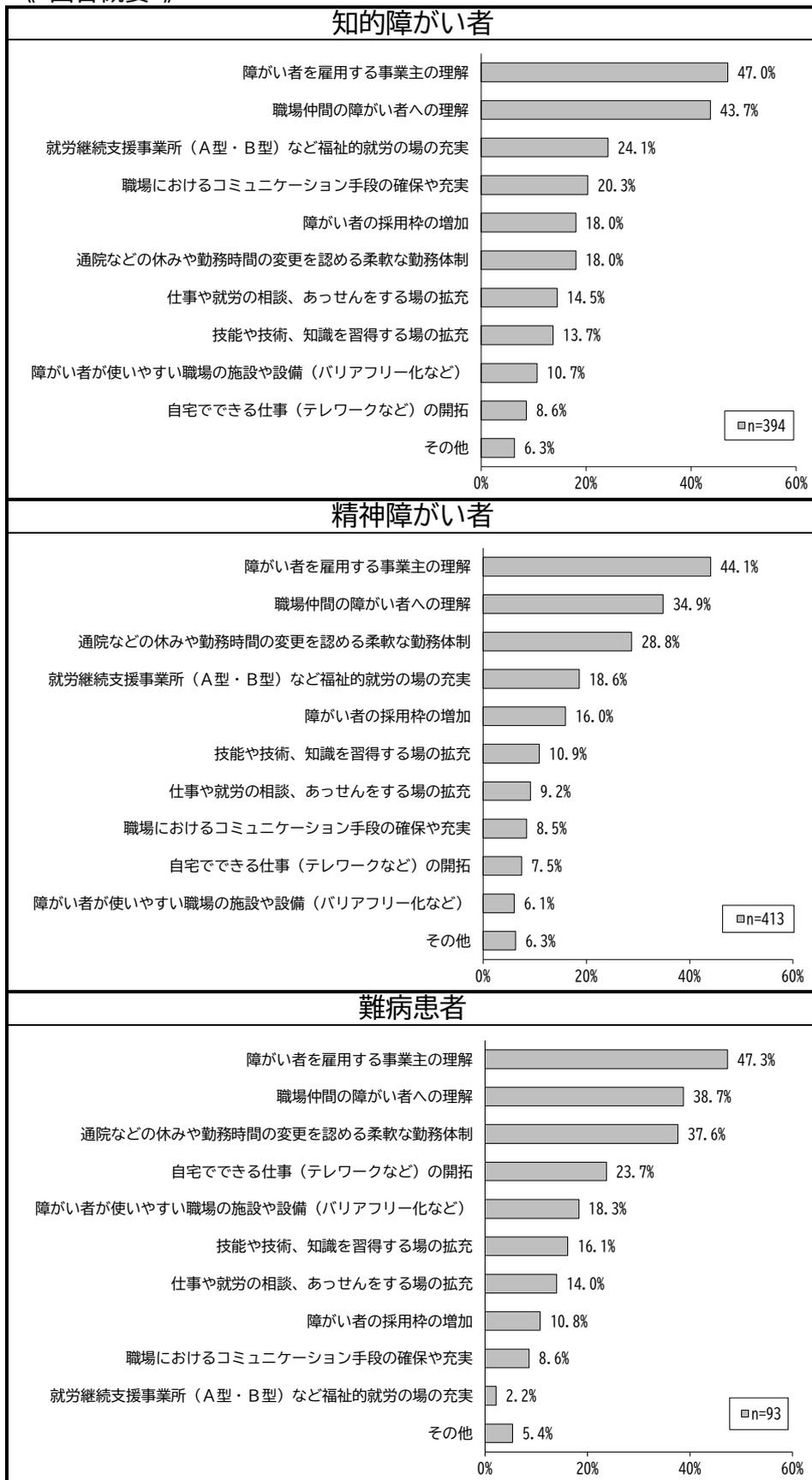
- 障がい者の就労に必要な環境・条件整備（※重症心身障がい者（児）を除く）
 問 あなた（本人）は、障がい者が仕事をするために、どんな環境や条件整備が必要だと思いますか。（主なものを最大3つまで選んでください）
 《 回答概要 》※（ ）は前回調査（H30）の数値



○ 各障がい者とも、前回と同様に、「障がい者を雇用する事業主の理解」の割合(39.7%)が最も高くなっており、次が「職場仲間の障がい者への理解」(31.3%)となっている。



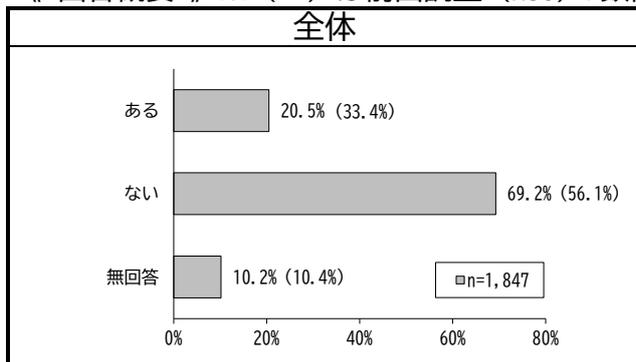
○ 障がい者の就労に必要な環境・条件整備（※重症心身障がい者（児）を除く）
 （つづき）
 《 回答概要 》



○ 障がいがあることにより不当な扱いや不快感を受けたことの有無

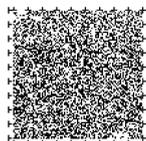
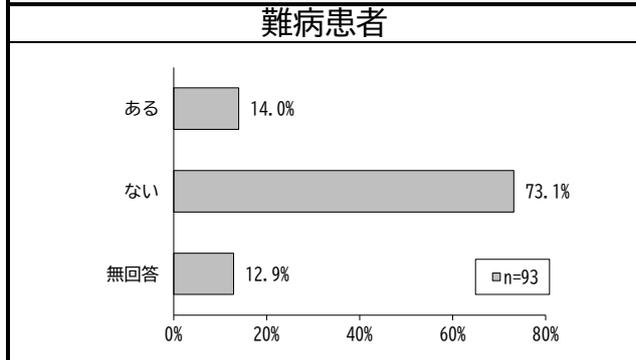
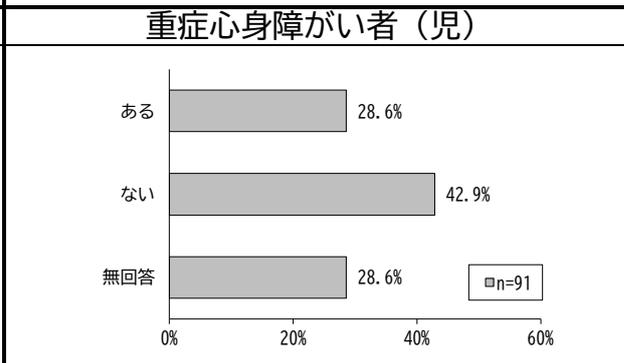
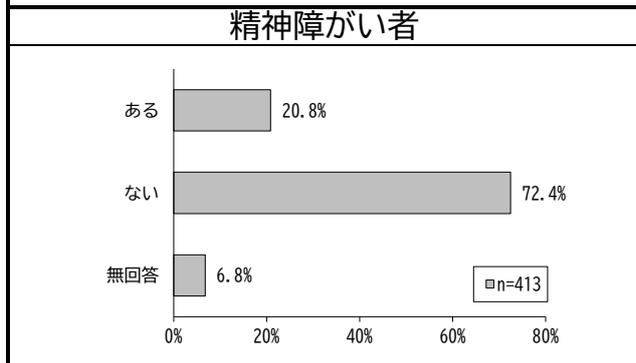
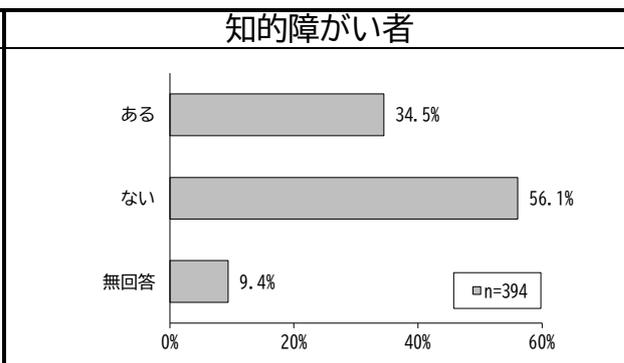
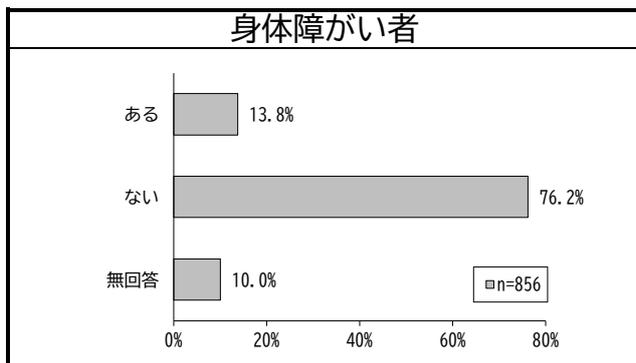
問 あなた（本人）は、これまでに障がいがあることで、不当な扱いを受けたり、いやな思いをしたことがありますか。

《 回答概要 》※（ ）は前回調査（H30）の数値



○ 全体では、「ある」の割合は20.5%となっており、前回より12.9%減少している。

○ 各障がい者のうち、知的障がい者の「ある」の割合(34.5%)が最も高くなっている。

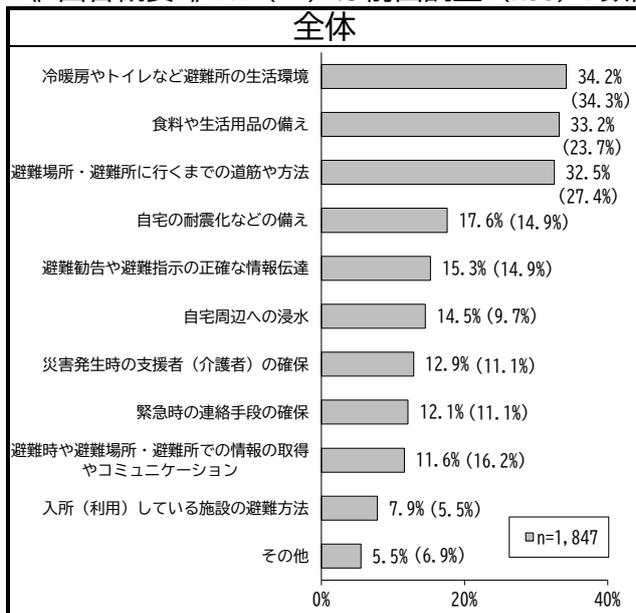


○ 防災対策への不安

問 あなた（本人）が、防災対策に関して不安を感じる点は何ですか。

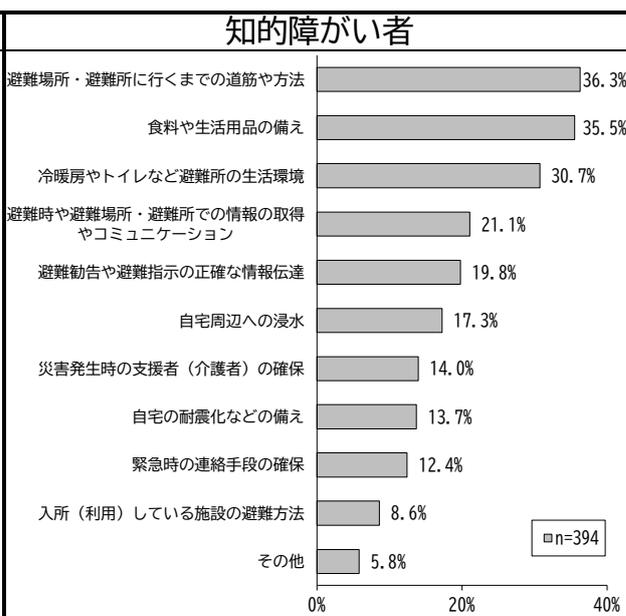
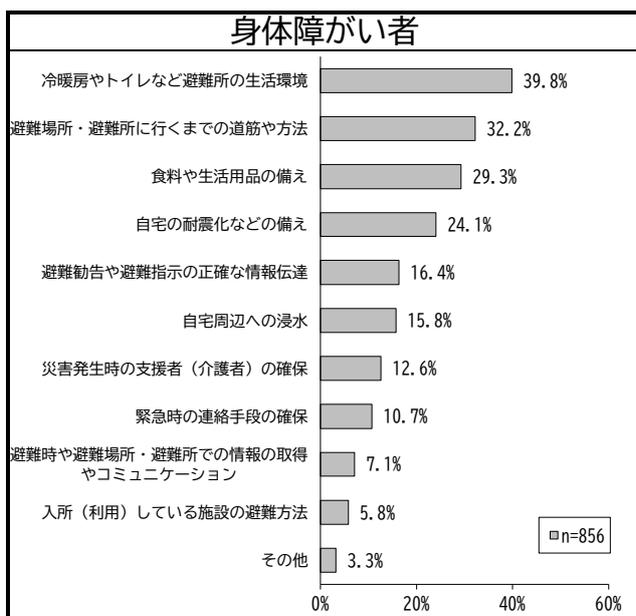
（主なものを最大3つまで選んでください）

《 回答概要 》※（ ）は前回調査（H30）の数値



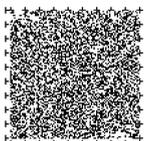
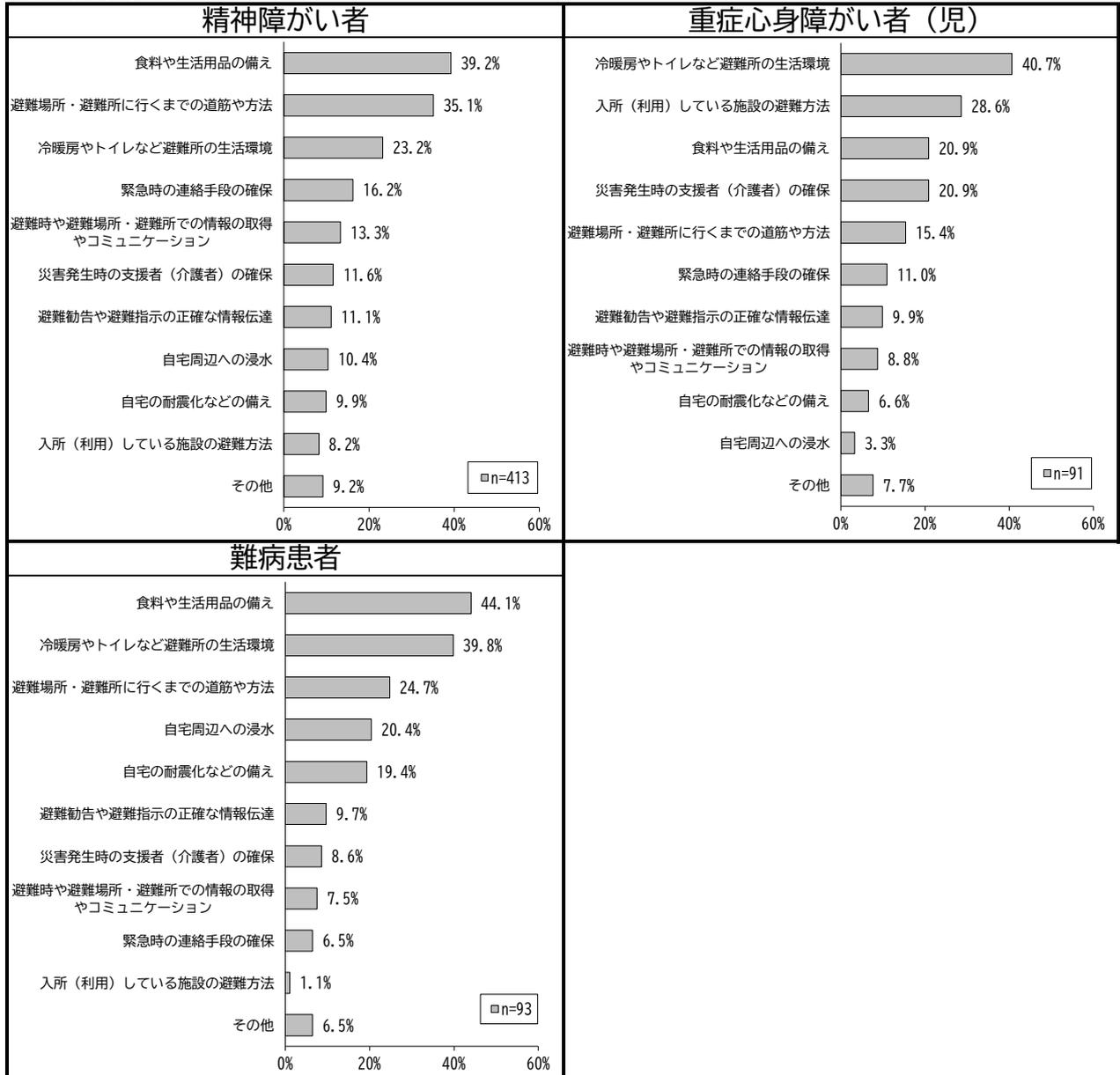
○ 全体では、「冷暖房やトイレなど避難所の生活環境」の割合(34.2%)が最も高く、次に「食料や生活用品の備え」(33.2%)、「避難場所・避難所に行くまでの道筋や方法」(32.5%)などが続いている。

○ 重症心身障がい者（児）では、「入所（利用）している施設の避難方法」(28.6%)の割合も高くなっている。



○ 防災対策への不安（つづき）

《 回答概要 》

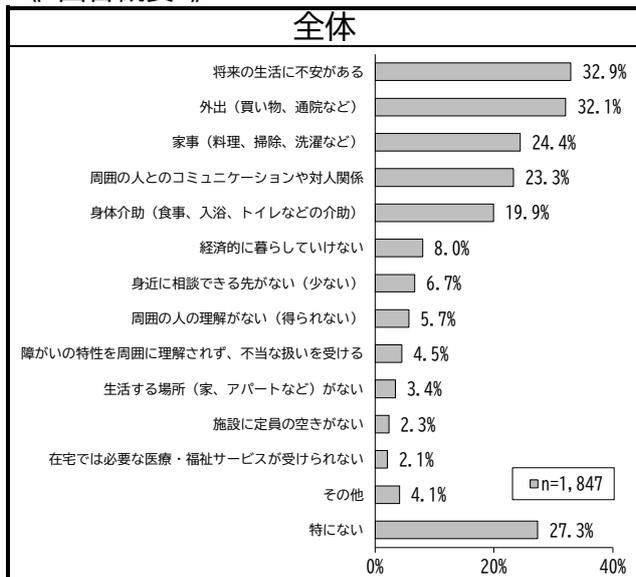


○ 生活において困っていること

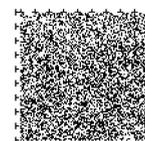
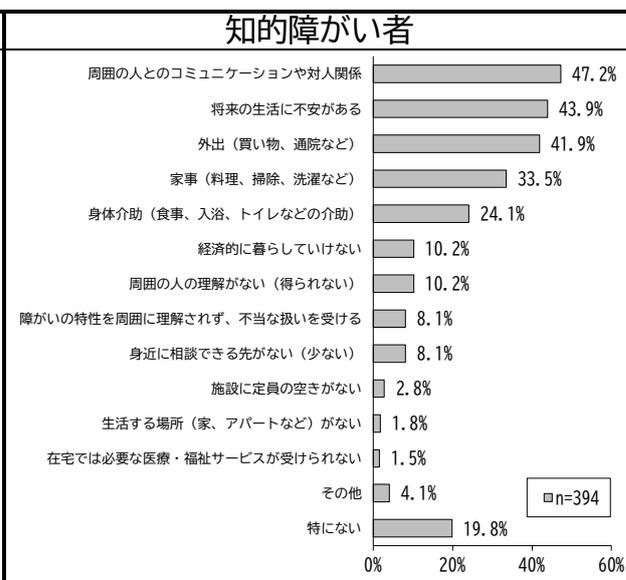
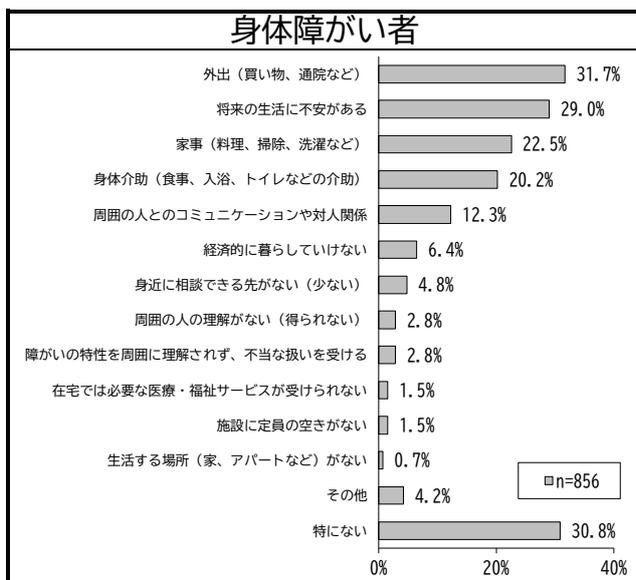
問 あなた（本人）の生活において、お困りのことは何ですか。

（あてはまるものをすべて選んでください）

《 回答概要 》

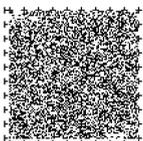
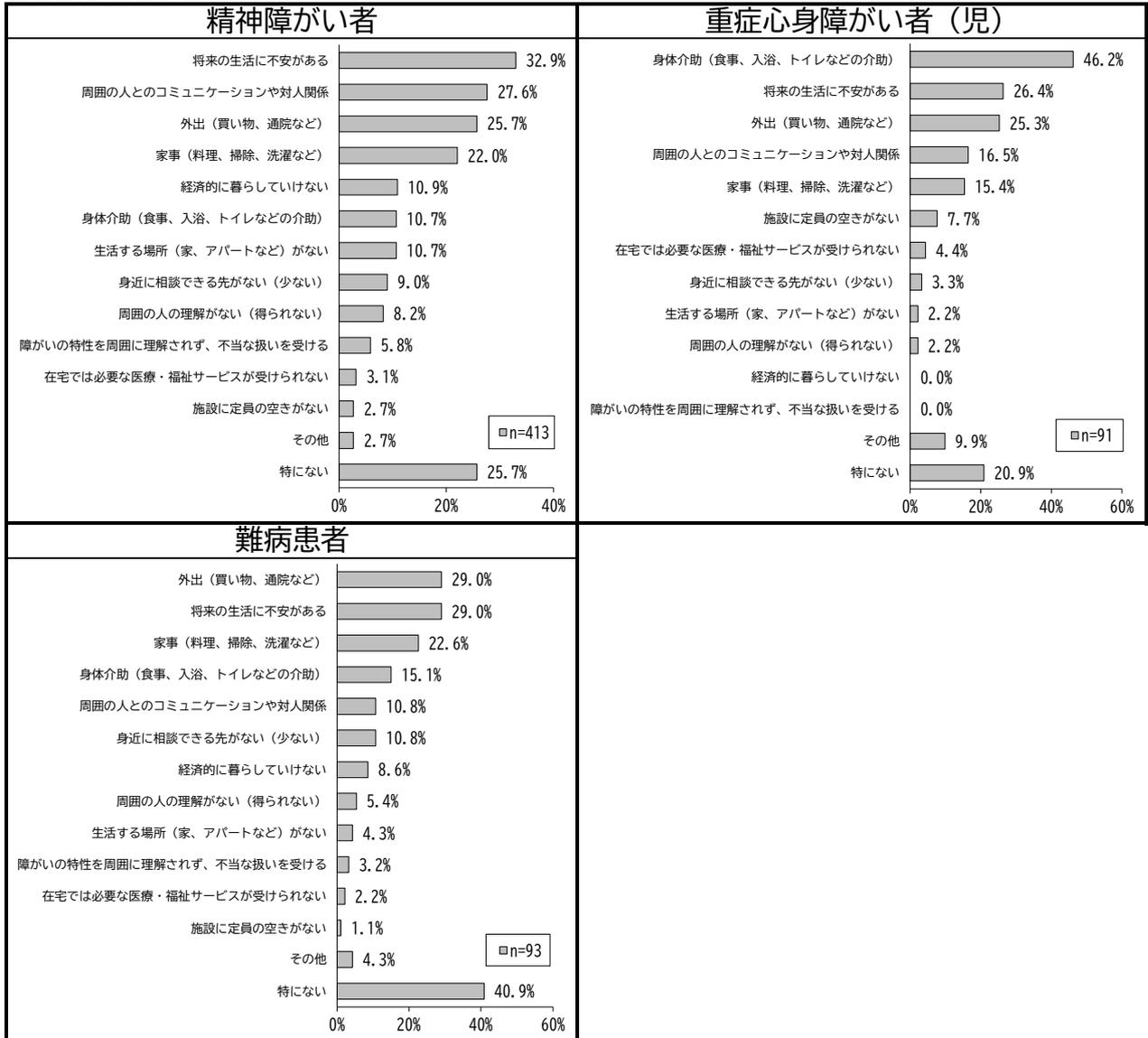


○ 全体では、生活において困っていることは、「将来の生活に不安がある」の割合(32.9%)が最も高く、次に「外出（買い物、通院など）」(32.1%)、「家事（料理、掃除、洗濯など）」(24.4%)、「周囲の人とのコミュニケーションや対人関係」(23.3%)などが続いている。
 なお、「特にない」は27.3%となっている。



○ 生活において困っていること（つづき）

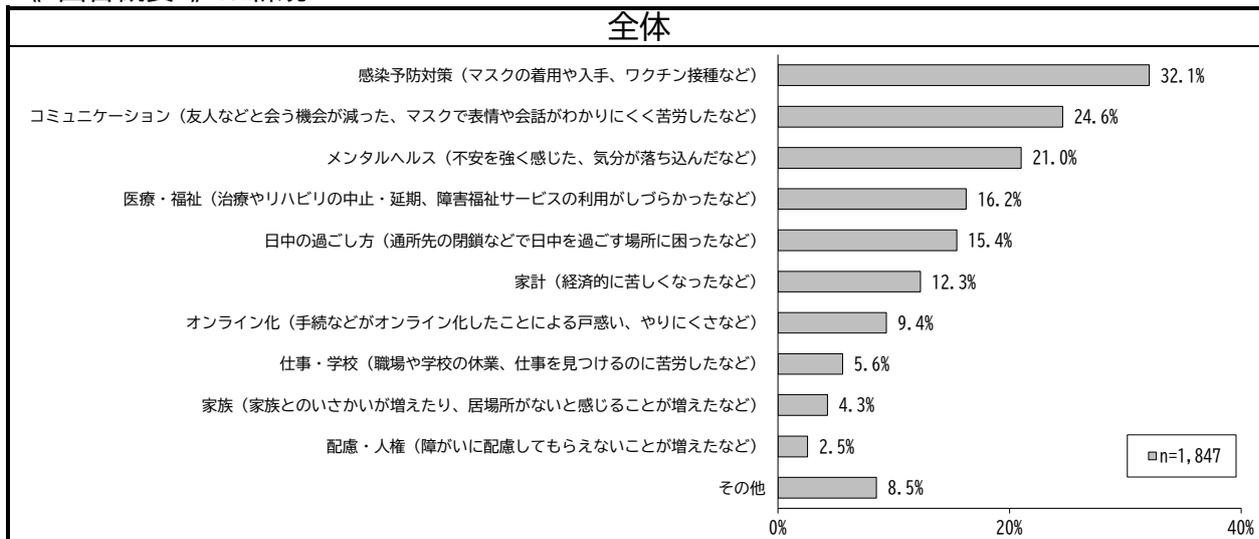
《 回答概要 》



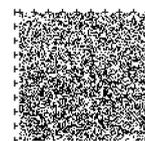
○ 新型コロナウイルス感染症による生活への影響

問 あなた（本人）が、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、困ったことは何ですか。（あてはまるものをすべて選んでください）

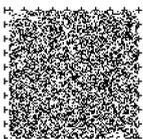
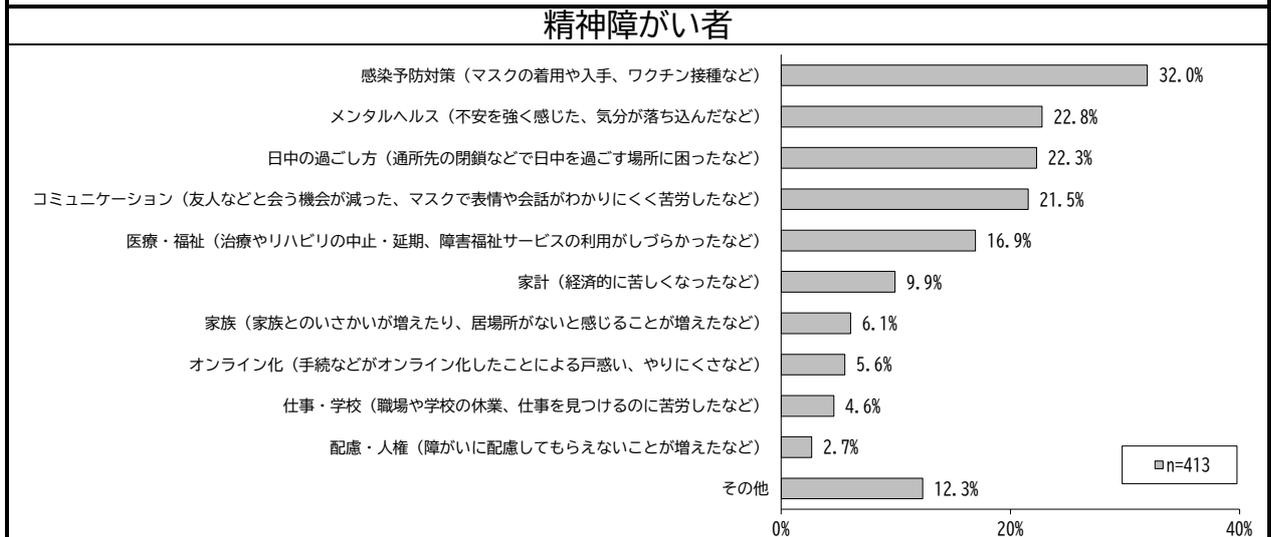
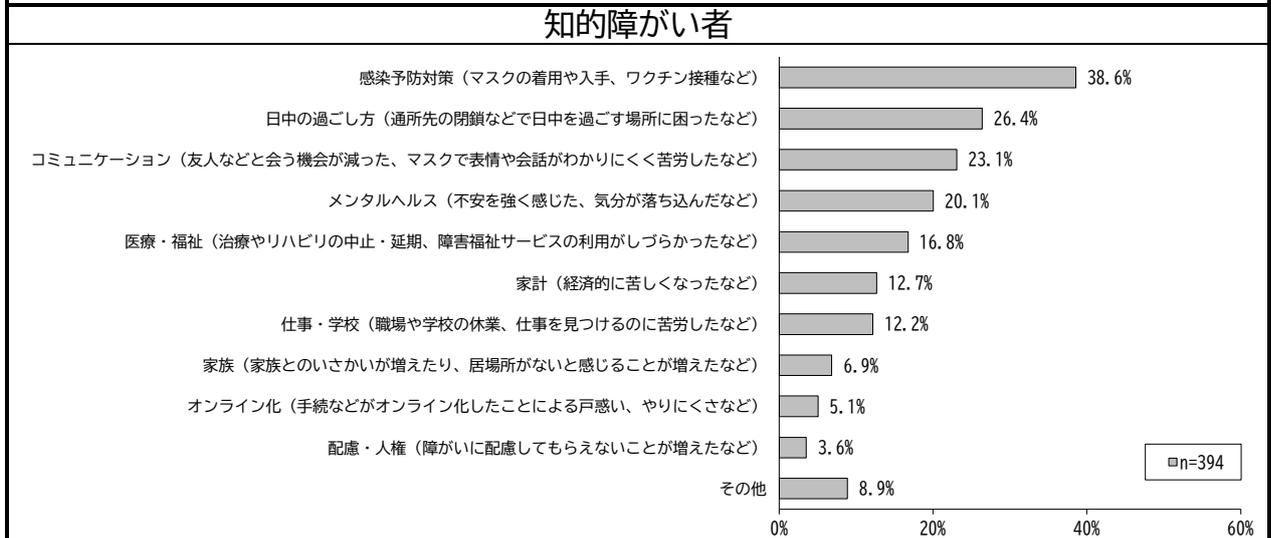
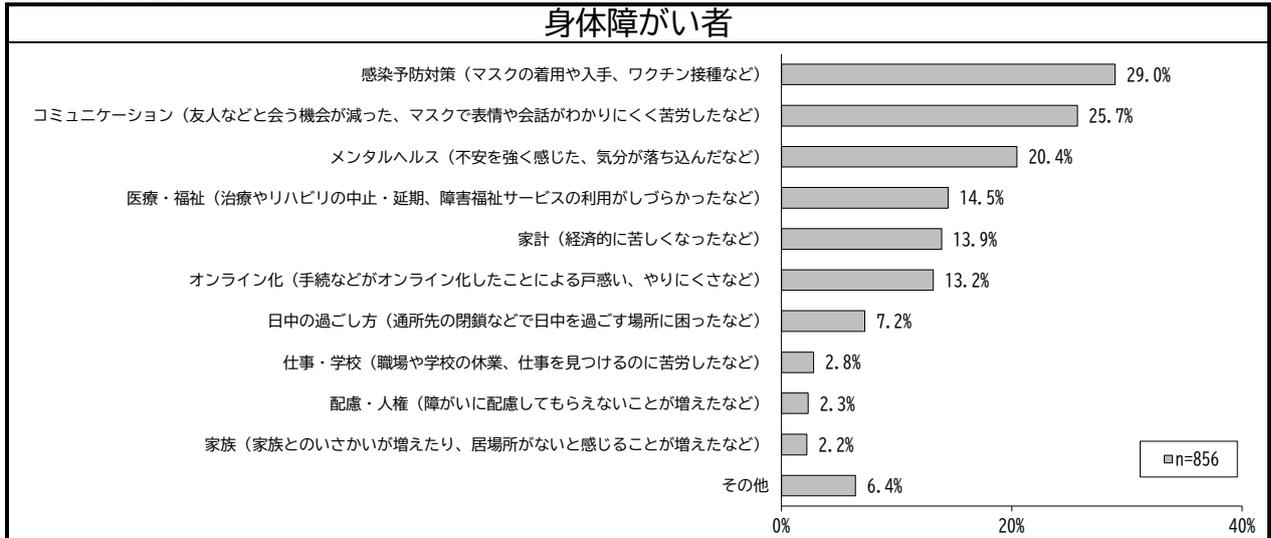
《 回答概要 》※新規



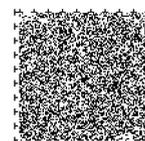
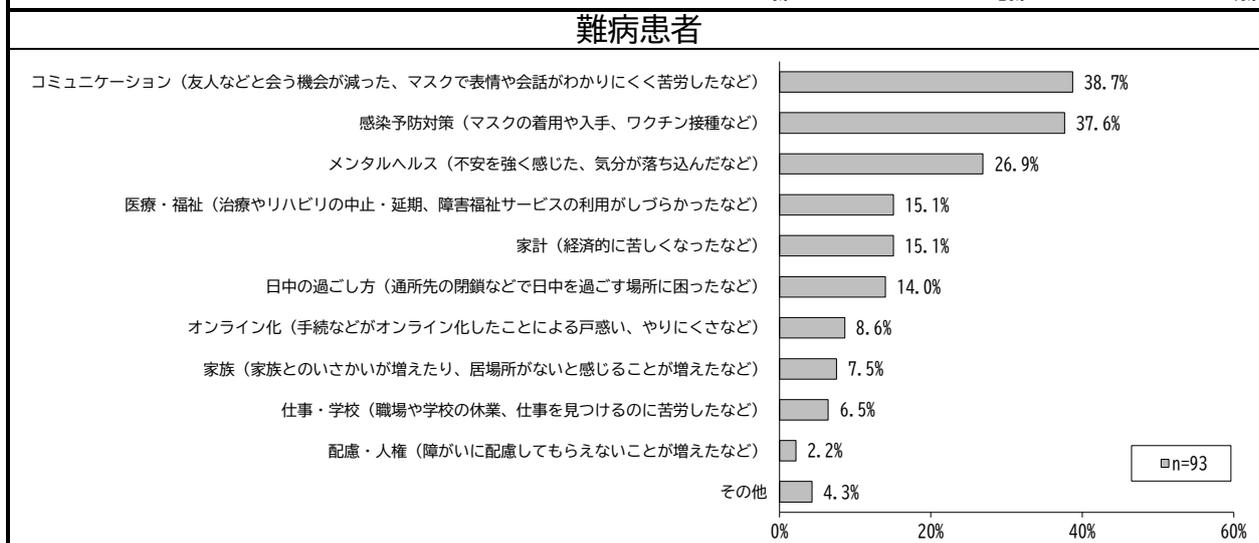
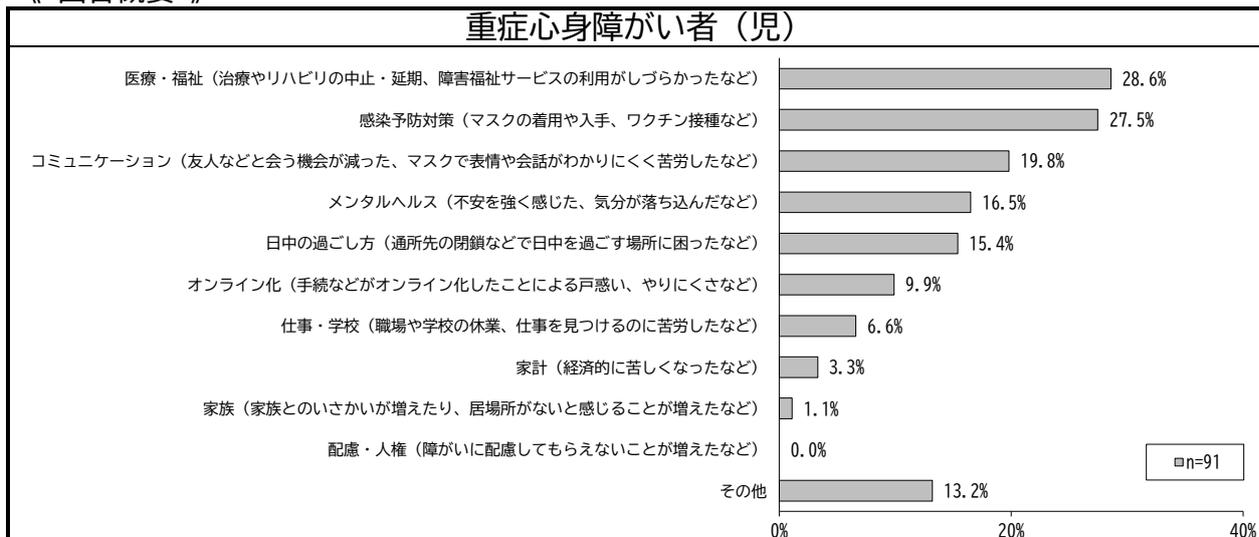
○ 全体では、「感染予防対策（マスクの着用や入手、ワクチン接種など）」の割合(32.1%)が最も高く、次に「コミュニケーション（友人などとお会いする機会が減った、マスクで表情や会話がわかりにくく苦労したなど）」(24.6%)、「メンタルヘルス（不安を強く感じた、気分が落ち込んだなど）」(21.0%)などが続いているが、重症心身障がい者（児）では、「医療・福祉（治療やリハビリの中止・延期、障害福祉サービスの利用がしづらかったなど）」の割合(28.6%)が最も高くなっている。



○ 新型コロナウイルス感染症による生活への影響（つづき）
 《 回答概要 》



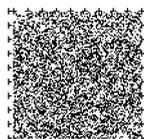
○ 新型コロナウイルス感染症による生活への影響（つづき）
 《 回答概要 》



(参考資料2)

計画の改定経過

年 月	内 容
令和5年 6月	<ul style="list-style-type: none">○ 障がい者関係団体への意見聴取<ul style="list-style-type: none">・ 宮崎県障がい者計画の改定について○ 宮崎県議会厚生常任委員会への報告<ul style="list-style-type: none">・ 宮崎県障がい者計画の改定について
令和5年 7月 ～ 8月	<ul style="list-style-type: none">○ 障がい者アンケート実施
令和5年 9月	<ul style="list-style-type: none">○ 庁内関係各課検討会書面開催
令和5年10月	<ul style="list-style-type: none">○ 令和5年度第1回宮崎県障害者施策推進協議会開催<ul style="list-style-type: none">・ 宮崎県障がい者計画（素案）について
令和5年11月 ～12月	<ul style="list-style-type: none">○ 宮崎県議会厚生常任委員会への報告<ul style="list-style-type: none">・ 宮崎県障がい者計画（素案）について
令和5年12月 ～ 令和6年 1月	<ul style="list-style-type: none">○ 計画素案に関する意見公募（パブリックコメント）<ul style="list-style-type: none">・ 宮崎県障がい者計画（素案）について○ 障がい者関係団体への意見聴取<ul style="list-style-type: none">・ 宮崎県障がい者計画（素案）について
令和6年 1月 ～ 2月	<ul style="list-style-type: none">○ 宮崎県障害者施策推進協議会委員への意見聴取<ul style="list-style-type: none">・ 宮崎県障がい者計画（案）について
令和6年 2月	<ul style="list-style-type: none">○ 宮崎県社会福祉審議会への報告<ul style="list-style-type: none">・ 宮崎県障がい者計画（案）について
令和6年 3月	<ul style="list-style-type: none">○ 宮崎県議会厚生常任委員会への報告<ul style="list-style-type: none">・ 宮崎県障がい者計画（案）について○ 宮崎県障がい者計画改定（第5次）



宮崎県障害者施策推進協議会条例

昭和49年4月1日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により県に置かれる合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(宮崎県障害者施策推進協議会)

第2条 前条の合議制の機関は、宮崎県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障がい者並びに障がい者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第7条 協議会に、幹事20人以内を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補助する。

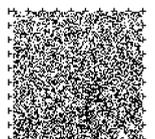
(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則【略】

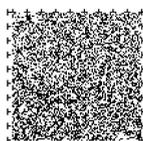


(参考資料4)

令和5年度宮崎県障害者施策推進協議会委員名簿

(20名：敬称略)

分野	所属団体・役職	氏名
行政機関	宮崎県市長会（延岡市長）	読谷山 洋司
	宮崎県町村会（高千穂町長）	甲斐 宗之
学識経験者	九州保健福祉大学社会福祉学部准教授	黒須 依子
	公益社団法人宮崎県医師会副会長	山村 善教
	一般社団法人宮崎県精神科病院協会常務理事	井上 雅文
	一般社団法人宮崎県建築士会	瀬戸山 寿代
	宮崎市総合発達支援センター副センター長	重黒木 真由美
	特別支援学校長会会長 (みやざき中央支援学校長)	松田 律子
障がい者並びに障がい者の自立及び社会参加に関する事業の従事者	一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会理事	中島 貴美子
	公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会理事長	小島 義久
	社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会理事長	堀田 享志
	一般社団法人宮崎県手をつなぐ育成会会長	八木 志乃舞
	特定非営利活動法人宮崎県精神福祉連合会理事 兼宮崎市はまゆう家族の会会長	近藤 勢子
	宮崎県重症心身障害児(者)を守る会副会長	井島 尚子
	宮崎県自閉症協会事務局長	蓑毛 美奈子
	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会副会長兼 常務理事	横山 幸子
	社会福祉法人晴陽会うからの里施設長	入木 伸
	宮崎障害者職業センター所長	高瀬 健一
	社会福祉法人巴会相談支援事業所相談支援専門員	時任 有規子
	宮崎県精神保健福祉士協会代表理事	押川 奉史



用語の解説

【あ行】

アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさ。

医療的ケア児支援法

正式名称は「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」。医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることによって、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

インクルーシブ教育システム

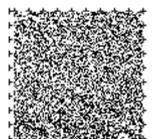
障害者権利条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、包容する教育制度)とは、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」とされています。

エリアサポート体制

県を7つのエリアに分け、それぞれのエリアの実情に応じて、特別支援学校や小・中学校の拠点校等を中心として、医療・保健・福祉等関係機関が連携しながら、エリア内の幼稚園・保育所、小・中・高等学校等を支援する本県独自の地域支援体制。

オストメイト

様々な病気や事故などにより、腹部等に排泄のための「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」を造設した人。



おもいやり駐車場制度（障がい者等用駐車場利用証制度）

商業施設、病院、銀行、官公庁など公共的施設に設置された身体障がい者用駐車場等を適正に利用するため、障がいのある人や高齢者、妊産婦などで歩行が困難と認められる人に対して、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度。

音声コード

紙媒体に掲載された文字情報をデジタルの音声情報に変えるための2次元バーコード。18ミリ角の中に日本語で約800字分のテキストデータを記録でき、スマートフォンや専用機器を使って文書を音声で読み上げることができます。

【か行】

義肢装具士

PO（Prosthetist and Orthotist）。義肢・装具の装着部位の採型並びに製作及び身体への適合を行う国家資格を持った専門職。

強度行動障がい

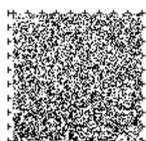
自傷、他害行為など危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じている状態。

グループホーム（共同生活援助）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。

計画相談支援

障害福祉サービス等を利用するために必要となるサービス等利用計画の作成や一定期間ごとのモニタリングを行う相談支援。



言語聴覚士

S T (Speech Language Hearing Therapist)。音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある人についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う国家資格を持った専門職。

高次脳機能障がい

交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能（高次脳機能）に障がいが起こり、日常生活や社会生活に支障が生じている状態。

公認心理師

保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する支援を要する人の心理状態の観察・分析、相談及び助言、指導その他の援助、関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助、心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行う国家資格を持った専門職。

【さ行】

作業療法士

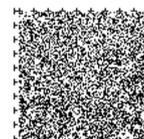
O T (Occupational Therapist)。身体又は精神に障がいのある人に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせるなどの作業療法を行う国家資格を持った専門職。

サービス管理責任者

障害福祉サービス（通所・施設）の提供に係るサービス管理を行う人。

視覚障がい者用付加装置

歩行者に歩行者用青信号を特定の擬音（ピヨピヨ、カッコーなど）で知らせる装置。



児童発達支援

小学校就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

児童発達支援管理責任者

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う人。

児童発達支援センター

障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本動作の指導、独立自活に必要な知識の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。

視能訓練士

CO (Certified Orthoptist)。両眼視機能に障がいのある人に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行う国家資格を持った専門職。

就労移行支援

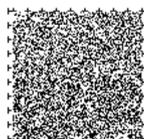
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。



手話通訳者

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障がい者のために手話通訳を行う人。

障害児入所施設

障がいのある児童を入所させて保護するとともに、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能を与える施設。

障がい児者協力歯科医師

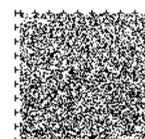
宮崎県歯科保健推進計画に記載する、宮崎歯科福祉センターが実施した障がい児者の歯科治療に関する研修を修了した歯科医師。

障害者虐待防止法

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がい者に関する虐待の禁止、障がい者虐待の予防、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援等を定めることによって、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

障がい者雇用コーディネーター

障がい者雇用の促進を図るため、企業等を訪問して障がい者雇用についての理解を求め、求人開拓を行うとともに、就職後の職場定着を図るため、職場を訪問して定着支援などを行う人。



障害者差別解消法

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がい
を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関及び民間
事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて
定めることによって、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられるこ
となく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげ
ることを目的としています。

障害者支援施設

障がい者に対し、夜間に「施設入所支援」を行うとともに、昼間に「生活
介護」、「自立訓練」又は「就労移行支援」を行う施設。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

正式名称は「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策
の推進に関する法律」。障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通
に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者による情報の
取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国
民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を
尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の
尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等
について定めたもので、平成18年12月13日に国連総会において採択され、
平成20年5月3日に発効。我が国は平成19年9月28日に条約に署名し、
平成26年1月20日に批准。



障害者優先調達推進法

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障害者就労施設等で就労する障がい者の自立を促進するため、国や地方公共団体等が障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、必要な措置を講じることを定めた法律。

情報保障

障がいにより情報の取得が困難な人に対して、代替手段を用いて情報を提供すること。

ショートステイ（短期入所）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

自立支援医療

障がい者の心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、精神障がい者通院医療、身体障がい者の更生医療、障がい児の育成医療のこと。

身体障がい者補助犬

盲導犬、介助犬及び聴導犬の総称。

生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。



精神保健福祉士

MHSW (Mental Health Social Worker) ・ PSW (Psychiatric Social Worker)。精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障がいの医療を受け又は社会復帰促進施設を利用している精神障がい者の相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う国家資格を持った専門職。

成年後見制度

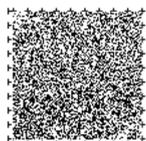
知的障がい、精神障がい、認知症等によって判断能力が十分でない人を法的に支援する制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。法定後見制度は、後見、保佐、補助の3種類があり、家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人を選任し、任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに将来に備えて、本人が任意後見人を選任します。

相談支援事業者

障がい者等の福祉に関する様々な問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行う人。

相談支援ファイル

保護者や支援者が、障がいの様子、成長・発達の様子、必要な支援の方策や手立て等について記録したファイルで、教育、医療、保健、福祉等関係者間で情報を的確に共有し、必要な支援を円滑に実施できるようにするためのツール。



【た行】

地域生活定着支援センター

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者を支援するため、保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者を対象に、退所後の受入先施設等の斡旋又は福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）の申請支援を行うとともに、矯正施設退所後は、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。

地域相談支援

障害者支援施設・精神科病院等に入所・入院している人が、退所・退院するまでの同行支援、事業所の体験利用・体験宿泊、住居の確保等を行う「地域移行支援」と、在宅・単身等で生活する当事者への連絡体制の確保や緊急時の対応を行う「地域定着支援」を行う相談支援。

通級指導教室（通級による指導）

通級による指導を行う教室。通級による指導とは、小・中・高等学校に在籍している、障がいにより一部特別な支援を要する児童生徒に対して、通常の学級でほとんどの授業を受けながら、障がいによる困難さに応じた特別な指導を通級指導教室で受ける教育の形態。言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）に対応する教室がありますが、本県では、言語障がい、情緒障がい、難聴、LD・ADHD教室を設置しています。

点訳奉仕員

所定の講習を受けて点訳の技術を習得し、視覚障がい者のために点字の書籍や文書を作成する人。

電話リレーサービス

聴覚や発話に困難のある人と聴覚障がい者等以外の人との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で双方向につなぐサービス。



【な行】

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

日常生活用具

重度障がい者等が在宅で日常生活を送るために必要なコミュニケーション支援機器や歩行支援等の用具。

【は行】

発達障がい

発達障害者支援法では、「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」としています。

なお、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害」を総称して「自閉スペクトラム症」ともいいます。

発達障害者支援センター

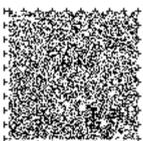
発達障がい児（者）及びその家族等に対して、相談、療育、就労支援などを行うとともに、関係機関や関係施設の啓発、研修及び情報提供などの活動を行う総合拠点。

バリアフリートイレ（高齢者障害者等用便房）

従来「多機能トイレ」と呼ばれたものなど、高齢者、障がい者等が利用する各種便房（男女共用車椅子使用者用トイレ、オストメイト用設備を有するトイレ、乳幼児連れ用設備を有するトイレなど）の総称。

ピアサポート

ピア（peer）は「仲間、同輩、対等者」の意。同じ課題や環境を体験する者がその体験から来る感情を共有することにより、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得ることなどを目的とします。



ピクトグラム

文字に代わって事物や概念を伝えるために作られる図形。

ペアレントメンター

発達障がい児（者）の子育て経験のある親であって、その経験を生かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマーク。

保育所等訪問支援

保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

放課後等デイサービス

就学している障がい児に対して、授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

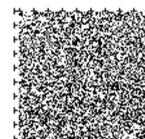
【や行】

ユニバーサルデザイン

施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方。

要約筆記者

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、中途失聴者や難聴者などの聴覚障がい者のために要約筆記を行う人。



【ら行】

理学療法士

P T (Physical Therapist)。身体に障がいのある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える等の理学療法を行う国家資格を持った専門職。

療育

障がい児の発達を促し、自立して生活できるように援助すること。

朗読奉仕員

所定の講習を受けて朗読（音訳）の技術を習得し、視覚障がい者のために書籍等の内容を音声にして伝える人。

【アルファベット・数字】

FAX110番

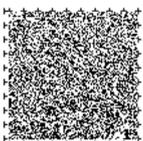
聴覚又は音声・言語機能障がい者が、ファックスによって110番通報が行えるように、ファックス受信機を警察本部通信指令課に設置して運用し、事件・事故の早期対応を図るもの。

Net119緊急通報システム

音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者等が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムであり、スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっています。

110番アプリシステム

聴覚に障がいのある人など、音声による110番通報が困難な人が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステム。



第5次宮崎県障がい者計画

発行：宮崎県 福祉保健部 障がい福祉課

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

電話：0985-32-4468

FAX：0985-26-7340

E-mail：shogai-fukushi@pref.miyazaki.lg.jp





つむ 紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

